

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

版權

所有

第 二 卷 第 八 號

目 録

● 論 說

○ 被告人の自白に就て 法學士 永井久滿次

○ 監獄醫諸氏に告ぐ 小河滋次郎稿

○ 内務省令第十一號に就て一言す 小野田泰西監獄問答錄

○ 小野田泰西監獄問答錄 元野田著 岳洋居士

● 問 答

○ 獨逸監獄法問答 小河滋次郎

● 海 外 通 信

○ 森田法學士書翰

● 寄 書

○ 團圓芥溜設置改造に關する警察令に就て當局者の一考を煩す 衛生熱人

● 雜 錄

○ 東北系統及北海系統に關する所の監獄 門外漢稿

● 譯 論

○ 大新列尼國監獄設計 (第八號の續き) 佛國控訴院代言人レオン、ラールマン氏述 武田英一譯

○ 監獄改良論 伊國上院議院萬國監獄會議代表員タンクレド、カニコ氏述

● 統 計

○ 明治廿四年五月末全國在監人現在表

● 雜 報

● 警察官の禮式● 靜岡縣監獄署● 精神病者● 領置貨物差押の拒否に就て● 電氣死刑の現狀● 典獄會同● 警視廳監獄巡視● 獄務顧問● 外國通信● 控訴豫納金免除を得ざる者刑罰計算方● 控訴上告者を原地方へ送還方に就て● 監獄官練習所● 徒流刑囚の被服費に就て● 木枕の解釋● 監獄の作業● 業工● 外役● 短期囚の外役● 在監人所持品等の保管● 監獄費● 改正官制● 北海道集治監及分監の位置● 北海道集治監● 北海道集治監看守の加俸● 大阪府典獄● 典獄特別任用令● 巡查看守の待遇● 巡查の俸給● 看守の俸給は如何● 看守の人員● 米國世界博覽會● 在監人食糧差價の調査● 民事裁判事件にて囚人を召喚● 埼玉縣の在監人間に發したる奇病● 身分帳の成績● 假出獄者身上の調査附表● 囚人身上の調査附表● 病者の統計を一定すへし

● 監獄建築法

警察監獄學會譯述

警察監獄學會發兌

貴族院勅撰議員清浦奎吾君序文
 内務省備獄務顧問フナヒ、セー、バツ、ハ君序文
 東京集治監典獄監獄官練習所長石澤謹吾君序文
 内務省參事官監獄評議委員久米金彌君序文
 内務省警保局監獄課長八木秀太郎君跋
 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完
 洋裝美本
 紙數四百五十二頁
 定價金壹圓貳拾五錢

本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新説及各國ノ監獄法
 規等ヲ比照參酌シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏剖解シタル新著書ナリ著者ハ久シク職ヲ内務省
 警保局ニ奉シテ多年、治獄ノ實務ニ當リ今、亦タ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ内務省ノ獄務顧問タ
 一獨逸監獄學士ニ親炙シ益々斯道ノ研修ニ淬勵セラレ故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニ涉ラス亦タ實際
 局者ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ闡明シ、苟クモ本邦治獄ニ關ル要項ハ細大
 網羅シテ亦タ餘蘊ナシ、故ニ監獄官練習所及各地獄務講習所等ニ於テ參考教科書トシテ最モ適當
 ナルハ勿論治獄改良ノ今日、直接ニ斯道ニ關係チ有セラル、諸士又ハ世ノ識者タルモノ、須ラク一讀
 スヘキノ良著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢簡明ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナ
 ルカ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セラル、所ニ任カス

本書ハ明治廿三年十二月初版ヲ本年三月再版ヲ發行シ今ヤ纔カニ其殘本ヲ藏ス
 冀望ノ諸君ハ速ニ申込アレ割引月賦法等御協議及フヘシ

發行所
 警察監獄學會
 出版部

會告

●本誌第七號は監獄上緊急の記事輻輳せしを以て全誌同材料を以て填塞せり故に同號に限り監獄諸官にのみ配布し警察官憲兵諸君には送本停止するに至れり乞ふ警察官憲兵諸君此意を了せられんことを又名簿上警察監獄何れに従事せらるゝを判明し難き諸君假令は其住所に送付する向の如き或は裁判所郡役所等に奉職せらるゝ諸君には都て送本をなさす故に右等の諸氏及び警察憲兵諸官にして該誌の配布を冀望せらるゝ向は其旨御一報相成たし

●本會々費の徴收は當八月より中止すへし就ては雜誌實費として **一部金六** 錢の割を以發行部數に對し送金せられたし

●監獄管理法上の最緊要最困難の問題たる監獄建築法に就ては未だ曾つて詳悉完備したるものあらざるに由り本會雜誌は爾來 **監獄建築法** の一欄を設け每號必らず關係事項を掲載すべし而して先づ本號より掲載する所のは獨逸監獄建築法標準の譯述にして其斬新、精確且つ周到なること實に歐洲無比と稱す此

標準法に附屬する所の精緻細麗なる數十葉の圖式は追つて一冊子に印刷して現
 在讀者及ヒ本號以下引續き購讀せらるゝ所の看客諸君に進呈
 せんことを期す

●獨逸監獄法問答は小河滋次郎君専ら之を擔任せらるる宜しく以てゼーバ
 ツハ氏講述の獨逸監獄法講義の補遺とすべし。新設に係る批評欄の材料は愈
 々出で、益々多く奇快又嚴正、人と物とに就て必らず幾多の真相を穿ち來る

明治廿四年八月

警察監獄學會

主任 磯村 兌 貞

正誤

本誌第七號雜報欄内普國監獄一日一人ノ平均食量及ヒ其次項普國監
 獄在監人ノ食量ト題スル二項ハ其實同一ノ記事ナルヲ誤テ兩ツナカ
 ラ掲載セリ又同欄普國內務省所轄五十一監獄ノ收支一斑ノ記事中圓
 ハ馬克ノ誤植ナリ

警察監獄學會雜誌第二卷第八號

論 說

●被告人の自白に就て

法學士 永井久滿次

刑事訴訟に於て被告人が爲したる自白が犯罪の證據として有する價値は如何被告人の自白を證據として採用するに當り如何なる注意を要するや等の問題は頗る事實に涉るの問題なるを以て一篇の短文能く之を盡し得ざるは明白の事實なりと雖蓋し此等の問題は其の關係する所や廣大にして且之を輕々視するときは被告人の不利益や實に言ふに堪へざるものあり我邦刑事訴訟法第九十條に曰く「被告人の自白、官吏の檢證調書、證據物件、證人及び鑑定人の供述其他諸般の徵憑は判事の判斷に任す」と故に前記自白に關

する問題は判事其の人の判斷に依るものなるを以て判事か被告人の自白を聞くに當ては頗る周密なる注意を用ひ被告人の自白なりとして直に之を證據として妄信するか如きことなく頗る遠慮を用ふべきものなりとす

凡そ被告人か其の罪を自白するに際し其の自白たるや果して被告人の自白なる良心より出てたる眞實の自白なりや或は又罪を免れんとする邪心若くは精神の錯亂恐怖の心等より出てたる虚偽の自白なりや容易に之を判知すること能はず抑判事か被告人を訊問するに當り被告人をして其の罪を自白せしむる爲に恐嚇又は詐言を用ふるは刑事訴訟法第九十四條に禁したる所にして是れ被告人か判事の恐嚇又は詐言に依り罪の重からんことを怖れ或は罪を免れ若しくは罪の輕からんことを希ひ不實の自白を爲す等のことなからんを期したるに外ならざるなり然れども人心

論 説

は外面より能く之を窺ひ知るを得ず假令判事恐嚇又は詐言を用ひざるも被告人の心中に於て如何なる念慮を起し不實の自白を爲すや知るへからず法律は既に判事の恐嚇又は詐言は被告人をして不實の自白を爲さしむるの傾あるを以て之を禁したるも判事行爲に依らざる被告人心中の或刺激に依り不實の自白を爲す場合をも豫知して之を定むることを得ず故に判事たる者は能く被告人の顔色状態場合等を觀察して自白の果して證據として信憑することを得るや否を判断せざるへからず

人の言語の意味を解するに往々其の發言者の意を誤解することあり故に自白者の音調語勢顔色目色舉動等に注意して以て自白の眞偽を判断せされは決して自白に信憑を置くを得ず抑不實の自白を爲すは如何なる心情に基つくや之れを枚擧するは得へからざることなり若し之を枚擧せんと欲すれば人間の心情を

たるは不法なるを以て此の自白は證據として採用すへきものにあらざると判決せり予は敢て茲に此の判決の當否を辯せずといへども裁判官か自白者の心情に立入て判断したる一例として之を摘載せり
自由任意ならざる自白は之を抛却して證據と爲さざるは前述の如くなりといへども自白に依て發露したる事實は常に之を證據として採用するも妨なし何となれば假令恐嚇其の他の原因に依て自白を爲したるも其の自白に依て發露したる事實の現存する以上は自白か他の點に付て實たると虚たるとを問はず必ず現存せざるへからざる者なればなり假に一例を舉げんに被告人の自白中臟物を其の屋敷内に於て發見したりと陳述し果して事實斯の如くなりせば自白は或原由に依り之を採用せざることをあるも屋敷内に於て發見したりとの事實は之を證據として採用し之に依て以て判決の材料を取ることを得へし

論 説

列擧して天性習慣及偶發事件に依り作爲消滅せられたる感念の種類を摘擧せざるへからず是れ豈に吾人の爲し能ふことならんや事歴に徴して之を見るに不實の自白を爲さしむる感念中就中其の著しきものは親子兄弟の情愛横邪心及利己心なり

夫れ如斯自白の眞偽を判断せんと欲すれば被告人の心情に立入て之を觀察せざるへからず曾て英國「ハーブール」の裁判所に於て少女及其の母少女が分娩したる乳兒を謀殺したりとの被告事件にて訊問を受けたるとき少女を診断せしめんか爲に醫師を法廷に召喚せり醫師は少女に向ひ近頃分娩したることありや若し陳述せざるに於ては予は其の事實を確めん爲に汝を診断すへしと言ひたるに少女は之に答へて診断すること勿れ予は事實を陳述すへしと告げ充分なる自白を爲せり此の時に於て裁判官「マーチン」氏は醫師か女子を裸體にせんことを恐嚇して自白を求め

之を要するに我國に於ては被告人の自白を信すること厚きに過ぎるかの感なきを得ず被告人の自白なりと言へば最も信憑を措くへき證據なりと臆断し自白を爲さしめたる心情の如何に立入て觀察すること歐米各國に於けるか如く鄭重ならざる所なきを保せず若し斯の如くなりせば被告人の不利益重大なるを以て當局者の注意を望む所なり

此の一篇は公務多忙の間據りに起草したるものにして前後不備の所あるは固より免れざる所なり讀者諸君幸に諒せよ

●監獄醫諸氏に告ぐ

小河滋次郎 稿

健康を未害に防くは一般遇囚法の要件にしてあらゆる治獄上の事項に關聯せざるはなし、之を既害に救ふは療養即ち醫術上の事業に屬し遇囚一般の定規を以て律すへからざる者あつて存す、監獄則に於て特

三

に醫治を許るすの規定あるものは即ち此謂ひなり、之を未害に防くものと之を既害に救ふものと均しく共に監獄衛生の範圍に屬し、何れに輕重する所なく遇囚法の要件として當局者の愼密なる注意を要すべきものなること勿論なりと雖も殊に病囚待遇即ち醫療に關する事務の如きは直接の當局者たる監獄醫に於て最も切實なる施爲を運くらざるべからざることをるべく實際また施爲を運くらすに容易且つ便利なることなりと信す然るに願へりみて各地監獄の實況を觀察するときは一般衛生の事の如きは固より言ふを俟たず直接なる醫療の如きに至りても亦た極めて不完全の點少からざるを見る、藥用手當を施すを以て醫治の責めを盡したりとなし流行病等ある際に於て清潔法を行ひ飲食物に注意するか如きことを以て監獄衛生の職務となすか如きものは獄事改良の今日に於て正可に一人たりとも之れあるべき筈なしと雖

なりと雖も典獄を始め一般司獄官吏も亦た大に其責めを願たざるべからざるなり何んとなれば一般衛生の事に關しては左支右梧も當たならず單に醫學上の觀察のみを以て判定すべからざること少なからされはなり、醫療の事に至つては監獄醫は幾んど其全權を以て醫學上必要なる手段を實行するを得へし(行刑の要件に抵觸せざる限り)従つて亦た其責任も重大ならざるを得ず今の監獄醫たるもの果して能く此重大の責任を盡したりと謂ふか將た盡しつゝありと云ふか結核性肺炎の恐るべき傳染性を有するものなることは必らず之を知らん、之を知れば何んぞ此患者を隔離すること彼の虎列刺、室扶斯等の患者を待つか如くせざる、其被服、其臥具、其食器、其寢臥する所の室房、其身邊に備ふる所の凡へての器具を洗淨拂拭するに就て何んぞ學術的の清潔法を施さざる、他の重輕病患者甚しきは外科患者をして肺結核の重

も唯た其實況の如何にも不整備たるを免れず、病床に呻吟せる重輕患者に向つての手當すらも充分に行き届かざるの觀あるは抑も亦た監獄の大耻辱たるに非ずや曾つて聞く獄務に關係ある外國人某氏某地監獄の巡閱を終へ當局者に向つて予は貴國に於て最も驚くべき長足の進歩をなしたるものは醫術なりと傳承せり然るに醫術の進歩を以て聞へたる貴國にして今日の監獄あらんとは實に夢想も尙ほ及ぶ所にあらず嗚呼社會に於ける醫術の光輝は終に幽冥なる監獄世界を照破する能はざるかと言ひ終つて慨然たるもの之を久ふせりと此言、或は改良に熱心なるの餘りに發したる憤慨的の形容詞たるやも知るべからずと雖も兎に角子輩の眼より之を見るも監獄衛生——醫治に關するとすらも——は一ト口に無頓着なるを免れずと云ふの外あらざるなり

一般衛生の事は監獄醫の主任たるべきこと固より病患者と枕を並らへて臥養せしむるか如き多少の具眼者をして豈に其無法なるに一驚を喫せしめざるを得んや、出來べく丈けのあらゆる手段を盡くすにも拘はらず尙ほ幾多の囚人をして無残にも肺炎の爲めに斃れしむるを免れざるにあらすや、盡くすへき手段を施さずして斯の疾病の絶滅を期す當たに百年黃河の清を俟つこの比のみならんや、病毒は益々蔓延繁殖して愈々其猖獗を逞ふするに至るべきなり。疥癬の傳染病たることは三尺の童子も尙ほ之を知る該患者を通常監房に雜居せしむるときは瞬間にして他の健囚を侵襲するに至るは明らかなり或る監獄に於ては全監殆んど疥癬を患ふる所の囚人を以て滿たすものあるを目撃せり之れか療養手當を聞けば曰く何曰く何に而して終に隔離的消毒法の施爲あることなし死籍に疥癬の病名を止めたる囚人あるを見るに至る豈に亦た慘ならずや之れをしも能く監獄醫の職任を

盡したるものと謂ふへきか
 監獄醫としての醫士は其道に對するの職任を盡くす
 上に於て多少通常の醫士と異なる所なき能はざるへ
 しと雖も然かも其職權の許るす限りは飽くまで醫學
 上の理と術とを應用して司命の職を全ふせざるへか
 らず、彼の蓬遠高尚の科學、素人は即ち之れに通せ
 す、通せざるか故に之を憂ひす故に此科學に涉るの
 事は典獄の明と雖も多きは之を不問に付す事實また
 不問に付せざるを得ざるなり、他人之を憂ひす若く
 は之を不問に付するの故を以て監獄醫は果して進ん
 て爲す所なくして晏如たるを得へきか斯道に對する
 の職任を盡くしたりと云ふへきか、之を憂ひざるを
 憂ひて先づ之を知らしめよ、之を不問に付せしむるこ
 となくして大に審査討究する所あらしめよ、醫學上
 の理術を應用するの必要なる手段はす、へて之を實行
 せしむるの決心を以て、其職務を執行せよ、凡へての故

障を排斥して司命の職を全ふするの覺悟を執行せよ
 正當の理由(行刑上)あつて阻止せらるゝ上は即ち止
 ひ其荷くも然らざる以上は職を擲つて其素志を貫徹
 するの勇氣なかるへからず是れ豈に醫士たるもの
 其道に對するの義務ならずや豈に快男兒の當さに爲
 すへきの事ならずや
 監獄事業の細大共に醫學上に大關係を有するものあ
 るに係はらず獄制の上に於てまた待遇の上に於て其
 他諸般の關係に於て尊重すへき監獄醫の地位職權の
 其當然の任務に適はざる事相あるは予輩の常に慨嘆
 して措く能はざる所なり然れども亦た顧へりみて監
 獄醫其人の技倆成績を観察するときは或は其今日の
 實況あるの偶然ならざるを知る事情なきに非らず多
 數監獄醫の中には或は自ら其職を卑ふするものあら
 ざるか、其高尚にして且つ貴重なる任務に適ふ所の
 地位職權を得んと欲せば先づ其道に對する凡へての

義務を盡くすへし日進月歩の勢を以て進歩する所の
 新思想新技術を實行すへし、一方には予輩素人の目
 を以てすらも尙ほ非難を免れざるか如き醫療を行ひ
 つゝ一方には大に其威權を高めんと欲す是れ豈に非
 望の望に非ずや予輩は監獄醫の治獄上最も必要なる
 の機關たるを知るものなり従つて大に其地位を高め
 職權を重くし且つ報酬を厚ふするの必要なるを信す
 るものなり唯た夫れ今日に於ける監獄醫實際の成績
 に就ては之を實行すへしと斷言すること能はざるな
 り蓋し惟ふに今の監獄醫諸氏は何れも皆斯道に通曉
 熟練せる良國手たるへきは論を俟たす而して其技倆
 を實際に表顯するに至らざる所以のものは未だ充分
 に行刑の何者たるやを解せざるに職由するに非らさ
 るなきを得んや懲役をして死苦病苦を感せしむるも
 亦た多少行刑の方便中に包含せらるゝものたるへし
 と云ふか如き感あるに由るなきを得んや、監獄に於

ては到底醫學上の要件を具備したる療養法を實行す
 る能はずと斷念せしめたるに由るなきを得んや語を
 寄す幾多の監獄醫諸氏、監獄醫としての諸氏は決し
 て普通開業醫の如き單純なる職務に従事するものに
 非らず行刑機關として諸々の繁雜錯雜なる職務を剖
 理せざるへからず自由刑の執行を受けたる所の囚人
 をして其生命に危害を及ぼさしめざるは勿論少くも
 其健康を損傷するに至らしめざるは監獄醫の當さに
 負擔すへき所の責務なり換言すれば自由刑をして消
 極的に其本体を保たしむるものは即ち監獄醫其人の
 職任なり自由刑をして健康刑又は生命刑たるに至ら
 しむるを免れずとは衛生醫治の上に於て些どの非難
 を容れざる程の凡へての慎重なる施設を以て管理す
 る所の歐洲文明各國の監獄に於てすらも往々享受す
 る所の難辭たり況んや我國に於てをや獄事改良の今
 日に於てをや諸氏の責任の重大なるは予輩の贅言を

俟たずして明らかかなり諸氏にして若し果して其身に負擔する所の責任の斯くの如く重大なるを知らば豈に一日も能く晏如たるを得んや其蘊蓄する所の技倆其隠匿せし所の熱心誠意は一刻も之を表顯實行せざらんと欲するも得んや其職權の許さるる所、經費の許さるる所其他或る關係の許さるる所のものは相當の方法を運くらしても飽くまで其醫學上の必要意見を貫徹することを務めよ其職務を全ふる上に於て必要と認めたる所の意見は如何なる故障をも排斥して之を實行するの勇氣を鼓勵せよ當然狹義的に爲すへき事をも爲さずして靦然晏如たるか如きは予輩管たに諸氏の爲めに其耻辱を吊するのみならず治獄の爲めに痛く其不誠意なるを筆誅せずんばあらざるなり、予輩は諸氏に對し學問の爲めには長官もなく其他の關係もなく一切顧慮する所なく縱横無盡に運動するの決心なかるへからずとまでは勸告せざるなり

死者ヲ哀悼シ故人ヲ追想スルハ世間普通ノ人情ニシテ殊ニ其私情ニ於テ禁スヘカラサルモノアルハ固ヨリ怪ムヘキニアラスト雖モ此ノ私情ノ極竟ニ國法不可犯ノ要義ヲ亂タシ間接ニ其威力ヲ減殺スルニ至ルモノアリ此ノ如キノ行爲ハ社會ノ秩序ヲ保テ治安ヲ維持スルニ於テ斷然之ヲ禁遏セサルヘカラス彼義賊ト稱スル鼠小僧等ノ一類若クハ政治狂ノ暴人島田一郎等ノ如キ行々義ト稱セラレ忠ト呼レ暗ニ人心ヲ動カシテ管ニ世俗ノ末流ノミナラス社會ノ中級以上ニ在ルモノ迄モ亦之レニ連ナリテ哀悼追尊ノ意ヲ表シ甚シキハ白日公然祭弔ヲ營ミ特ニ壯麗ヲ極メテ竊カニ示威運動ヲ試ミントスルモノサヘナキニ非ラス思フニ是レ私情ノ極遂ニ炫ニ至ラシムルモノナラント雖モ其行爲ハ則チ刑死者ノ名譽ヲ死後ニ發揚スルモノニシテ間接ニ國法ノ威力ヲ減殺シ社會ノ秩序ヲ紊サントスルモノニアラスシテ何ソ今ヤ内務省令第十

然れども固と是れ獨立専門の科學を修めたる所の士彼の腰を低くする所の俗流の爲に倣はんや、少くともこれほどの精神を以て此重要なる難局に當るの覺悟なかるへからず、諸氏は西洋諸國に於ける治獄家として高名なる諸士の内には監獄醫の肩書を有する者あるを知るや否や、治獄に關する有名なる書籍を著作したるものあるを知るや否や、西洋諸國の獄制に於て監獄醫の地位職權の高きことの偶然にあらざるをこれ能く其繁難なる職務を誠意熱心に且つ熟練堪能なる伎倆を以て之を培理操縱するか故に！

附言予は諸氏に對し鄙著日本監獄法講義第六十五葉乃至百七十一葉第二百七十六葉第二百九十九葉第三百葉第三百九十五葉乃至第四百二十四葉等を參照せられんことを望む

●内務省令第十一號ニ就テ一言ス

采 田 學 士

一號ノ發布アルハ誠ニ此ノ時弊ニ對シテ其機宜ヲ得タルモノト謂フヘシ

既ニ國法ヲ犯シテ刑死シスルモノヲ賞揚哀悼スルノ非ナルハ前說スルトコロノ如シ然ラハ即チ今一步ヲ進メテ之ヲ論センニ本令ニ所謂刑死者ナルモノハ時ノ今昔ヲ論セス一旦國法ニ依リテ死刑ニ處セラレタルモノハ其國家ノ存續スル間ハ國法ノ繼承相續トシテ時ニ革命ノ變亂アリテ其間ヲ斷切シ若クハ大赦ニヨリテ罪障墮減ニ歸セサル以上ハ總テ其既往ニ遡ホリテ之ヲ制裁スヘキヤ如何ントノ問題アリ之レ將タ多少ノ據リ所ナキニ非ラスト雖モ未タ本令ノ旨趣則チ精神ノ在ル處ヲ了解セサルヨリ起ルノ說ト謂ハサルヲ得サルナリ蓋本令ニ所謂刑死者ナルモノハ時ノ古今ヲ論セス一旦國法ニ處セラレタルモノハ總テ之ヲ包含スルハ勿論國家ノ存續スル間國法ノ繼承相續トシテハ昔時ノ刑死者ト雖モ強チ之ヲ不問ニ

論說

附スヘキノ限リニアラサルヘシ然リト雖モ論者試ニ一考セヨ凡ソ一國施政ノ方針ナルモノハ必シモ古今相通シテ同一轍ニ出ツヘキモノニアラス時ニ千變萬化ノ有様ヲ呈スルハ特ニ文明日進ノ今日ニ於テ數ノ免レサル所ナリ國法不可犯ノ原則ハ國家相續ノ歴史ニ於テ常ニ忘却スヘカラサルハ勿論ナレトモ奈加セシテ國家施政ノ方針ハ千變萬化極リナキヲ以テ昔時ノ必要ハ今日ノ不必要トナリ時トシテハ利害相顛倒シ賞罰相反スルノ場合アルハ往々ニシテ尠少ナラサルナリ嗟呼古今不動ノ眞理原則ハ今日ニ於テ望ミ見ルヘカラス况ヤ行政上臨機ノ命令ニ於テチヤ然ラハ則チ本令ニ所謂ル刑死者ナルモノハ時トシテハ古今相通シテ一旦死刑ニ處セラレタル者ハ總テ之ヲ網羅スルノ場合ナシトハ斷言スヘカラスト雖モ姑ラク普通ノ解釋ヲ以テスルトキハ此ノ如キ者ハ既ニ時日ノ經過ト共ニ社會ノ遺忘ヲ來タシタルモノニシテ所謂ル

行フモノナリ故ニ本條ニ掲クル捜査、起訴、拘留、服刑中ノ者若クハ其間ニ死去シタルモノ或ハ犯罪未確定ノ者ヲシテ刑死者ト同一ニ處分スルノ不理不正ナルハ固ヨリ論ヲ俟タスト雖モモト本令ノ據テ出ル所ノ要ハ一ニ唯タ公安維持ノ點ニアルヲ以テ果シテ其行爲ノ公安維持ニ防害アルヲ認ムルトキハ勢ノカ防遏處分ヲ施サ、ルヲ得ス故ニ其之レヲ禁スルト否トハ其所爲ノ人心ニ影響ヲ與フルノ度合如何ニ關スルモノニシテ則チ言ヲ替ヘテ之ヲ謂ヘハ公安維持ハ行政上ノ必要ニシテ此必要ノ爲ニハ罪ノ輕重大小ヲ論セス又確定ト不確定トチ問ハス防遏處分ヲ必要トス而シテ彼刑死者ニ關スル處分ノ如キハ國法不可犯ノ原則ト社會公安ノ維持上トヨリ當然常ニ之ヲ禁セサルヘカラサルノ必要アリト雖モ本條ニ掲クルモノノ如キハ常ニ之ヲ禁スルノ必要ヲ視ス唯タ公安維持ノ必要ニ迫ラレテ後始メテ之カ處分ヲ要スルニ至ル

批評

期滿免除ノ原則ニ從フヘキノナレハ本令ニ於テハ敢テ之チ問フヘキノ限リニアラサルモノト解釋スルチ穩當ナリト信ス

本令第五條ニ所謂ル犯罪ニ關シ現ニ捜査、起訴、拘留、服刑中ノ者若クハ捜査、起訴、拘留、服刑中ニ死去シタル者及ヒ刑ヲ免レント欲シテ自殺シ或ハ犯罪現行ノ際殺害セラレタル者ニ付地方長官(東京ハ警視總監)ハ安寧秩序ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルハ特ニ命令ヲ下シ第一條第二條第三條ニ掲クル所爲ヲ禁スルコトヲ得云々トアルニ關シテモ世間多少ノ論評ヲ試ミルモノアリト雖モ要スルニ犯罪ノ有無未確定ノモノニ對シテ刑死者ト同一ノ取扱ヲナスハ酷ニ失スト謂フニ過キス吾人ハ此論評ニ對シ特ニ茲ニ辨說スルノ價值ナキヲ信スト雖モ筆ノ序ナレハ請フ一言ヲ贅セン凡ソ犯罪ニ關シ死刑ヲ適用スルモノハ其所爲ノ極惡評スヘカラサルモノニシテ始テ之チ

モノト謂フヘキノナリ則チ本條中特ニ命令ヲ下タシ云々ノ文字ヲ存スルハ蓋シ此邊ノ用意ニ出ルモノト知ルヘシ退テ既往ヲ回思スルニ本條ニ掲クル處分ノ如キハ吾人警察ノ衝ニ當ル者ノ共ニ實驗スル處ニシテ曾テ之ニ關スル一定ノ命令規定ニ接セサルヲ遺憾トシタリシニ今ヤ本令ノ發布ヲ見ルハ實ニ畫龍點睛ノ快モ亦當ナラサルナリ記シテ以一言スルコト此ノ如シ

批評

小野田元 泰西監獄問答錄

照氏 著 (岳 洋 居 士)

若し好事家ありて監獄名家十傑とか云ふもの、投票を募るものありとせよ少くも其一傑(功勞家)の當選は必らず之を辭すること能はざるへく或は場合は

由り二傑（功勞家談論家）三傑（功勞家談論家名望家）をも獨占せらるへしと豫想すへき所の斯道の先輩あり長野縣書記官小野田元熙氏即ち其人なり、泰西監獄問答録の著者即ち其人なり、監獄に關する著譯の書、今既に少しとせず、然れども未だ曾つて本書の如く大部なるものあるを見ざるなり尤も其果して月晃々の明群星をして光なからしむるの價直あるや否やは驟かに之を斷言する能はず唯た其撰輯の廣き記事の精確なるは予輩、之を保證することに躊躇せざるなり縦令ひ予輩の保證なきも著者、既に自ら之を保證せり曰く曾つて監獄事務調査の官命を奉し歐洲諸國を巡回せし當時に於て廣く各國政府の當局者に就き探討攷收したる者なりと是れ豈に公文の性質を有するものならずや實際また始めは公文たりしに相異あらざるなり苟くも獄事に關係ある者の常に其坐右に欠くへからざる要略として重寶すへき價直充

分なるは固とより論を俟たず固と是れ青箱緘中の秘物、著者の外僅かに二三有司の専有物たりしなり若し著者にして斯道に誠意熱心なるにあらすんは何くも能く予輩掌中の物となすことを得んや彼の繁難なる縣治の要務に執掌せらるゝの身を以て而かも直接に獄事に關係を有せられざるの身を以て幾多の貴財と幾多の勞力とを費やして廣く之を予輩寡聞に若む者に緋閱せしむるの便を與へられたるの厚誼は予輩か本書の讀者と共に深く著者に感謝するの義務ありと信す

本書命題の淡泊無邪氣なるは予輩甚た之を欽す著者の謙徳に感せずんばあらざるなり本書採録する所の記事の凡へて問答に係るものなることは實に題名の如くに相異あらざれども若し著者をして多少の山氣あらしめは本書ほどの大著述に對しては隨分泰西治獄全書位のコケ嚇しおそを命名せられても何人も異議は

唱へざるへかりしに、予輩をして若し尙は實利的、望隴心のある所を言はしめは著者の餘りに淡泊無邪氣過きたるを惜ますんばあらず著者の如き名望を負ひ經歷を積み而かも思想豊昌なるものにして坐右此稿本を備ふ所謂、鬼に金棒なるものに非すや何んぞ此稿本を種に一部議論体の著述として大に其蘊隆積する所の光嶽の氣を發揚せさりしや何んぞ系統的若くは講壇的に編次振類して大に其一家言を勸成せさりしや獨り著者の實利のみに非す斯道の爲めにも一層、其賜の多きを謝すへきなり、著者にして若し少しく其淡泊無邪氣の心を抑ふる所あらしめて必らず能く予輩の此冀望を充たし得たることを信す著者或は繁務執掌の身如何んぞ能く此に従事するの餘暇あるを得んやと謂はん、謹んで命を聞く、然れども予輩も亦た著者に告げん曰く何んぞ其諧潤の功を幕僚の多士に藉ることをせさりしや今や既に晚し

叙次の体裁、大体を本編と附録に分ち共に大別して章となし更らに項に分ち項を細別して條となす觀覽の便を得ざるには非されども未だ以て類別法の要領を得たるものなりとは謂ふへからず從つて索引に多少の困難なきを得ず每章、すへて著者の意見を掲載して之を結ぶ本書の骨子と認むへきもの實に此にあり快論斗發彼を嘲けり此を嘗つて糸毫も假借する所なし間々一字千金の卓見あるを見る、燒きも捨てんと欲する程の大誤謬も亦た此に見る、鬼に角批評の焦點は此章末の四號活字にあるや知るへきなり然れども予輩は此數百文字を以て直ちに本書全体の價直を批判することを爲さるるなり著者の意見と歐洲の獄制とは毫も相關係する所あらざるなり著者の意見と適はざるも獄制は獄制としての價直を失はず寧ろ始めより著者の意見を眼中に置かざるも敢て本書の讀者たる義務を盡くさるるものとは謂ふへからず著

者か故らに泰西監獄問答録てふ命題を撰ひし所の深意も亦た蓋し此にあらん歟請ふ予輩をして著者の意見に就て少しく批評を試みるの自由を得せしめよ

(以下次號)

問 答

●獨逸監獄法問答

小河 滋 次 郎

予は學會の囑托に由り若し本誌購讀者より獨逸監獄法に關する疑議の質問を得ば及ふべく之れに解答するの勞を取るへし而して其問答に係る所の事項はすへて之を本誌に掲載せしめ質議者に對しては一々答書を送るの勞を取らざるへし將たまた予は此囑托を引き受けたるにもせよ必ずしも之れに拘束せらるゝの義務は負擔せざるなり曾たに取捨

の權を有するのみならず緘黙の自由も亦た之を有す縱令如何に緊要ある疑件と雖も又は質問の書類、積んで机上に山を爲すも或は全く之を顧へりみざることあるへし或は單に答書を質議者のみに送付するに止むることあるへし數號の本紙上に於て全く此材料を欠くことなしとは保すへからざるなり質議を呈出せんと欲するの諸君は豫め此自由條件を諒知あらんことを望む尙ほ又一言豫告する所あらんと欲するは他に非ず此記事はすへて隨問隨答にかゝるものなるか故に順序体裁の如きは固どより之を問ふに違まわらず突如として現はれ然として隠くる、既に現はれたるもの或は再出することもあるへく隠れたるもの終に全く出現せざること亦た之れあるへし、彫雜錯綜は讀者、請ふ之を恕せよ

岳 洋 居 士 識

(1)監獄に冷水浴を採用するの可否如

何併せて獨逸に於ても之を採用す

るの例ありや否やを問ふ

時節柄至極適當の問題なりと謂ふへし此問題は曾つて高北石川縣典獄よりセーバツハ顧問に提出せられたることありと覺ゆ其際顧問の應答せし所に據れば獨逸諸國に於ても水浴の例全く之れなきにはあらざれども水浴にては充分身体を洗滌する能はざるを恐る故に成るべく暖浴をとるに利ありと按するに獨逸に於ては水浴を採用する所の監獄少からず但し多くは夏時に限るもの、如し有名なる監獄醫ペール氏の説に據れば温浴は反つて皮膚の抵抗力を弱め容易に外氣を感受せしむ故に乾燥又は着服の際に於て最も慎密の注意を加ふるにあらざれば動もすれば感冒を惹き起すの恐れなしとせず冷水浴は之れに反し曾たに身神の爽快を覺へしむるのみならず

また大に皮膚を強くし外氣に抵抗せしむるの偉効あり故に衛生上より之を言ふときは寧ろ囚人をして冷水浴をどらしむるの得策なるを信す又曰く冷水浴は囚人の如き多年狹陝なる屋内に拘禁せられたるか爲めに健康を害しつゝある身体に對して殊に其強壯法なるを知る但し病氣老衰又は其他虚弱にして冷水浴に堪へざる者は格別なりと是れに由つて之を觀れば冷水浴は少くも夏時若くは寒冷なる冬季を除く他の時に於て健囚に對して之を實行するは曾たに衛生上のみならず經費上に於ても亦た幾多の利益ありと信す尤も冷水浴の事は西洋諸國と異なり我國に於ては未だ一般の慣習をなすに至らず(近年に至り漸く之を稱用するもの多きに至りたるにもせよ)入浴と言へば必らず温浴を意味し監獄則謂ふ所の入浴も亦た温浴の精神なるへきを以て宜しく此に斟酌する所ありて可なり

(2)普通運動の外に體操を行はしむる
 ことありと聞く果して之れあらは
 其方法如何を問ふ

運動は衛生上最も必要なる事項にも拘はらず殊に分
 房制の監獄等に於ては種々の故障の爲めに充分其効
 果を見る能はず規定ある短時間に於て而かも限局せ
 られたる區域内に於て唯た足を動かし空手を振り回
 はすのみにては争かて此大軀全体の筋肉を振作し腸
 胃の消化力を奮興せしむることを得へき是を以て種
 々の補救法を試みたる其中に於て体操こそ最も適當
 なるものと認定せられ當時にあつては獨逸の監獄も
 大概之を用ひざるはなし
 「モアビート」の監獄に於ては其以前、高架臺を設け
 囚人をして之れに攀登せしむるの運動法を用ひたり
 しか經驗の上、所謂賊に鍵を持たしむるの弊あるを
 知り終に之を廢して當時にては二個の棍棒を與へ中

央に看守する官吏の軍紀的號令に従つて左右縦横に
 之を振動せしむるの方法を用ふるとなり「ベント
 ウイル」の監獄にあつては運動の時間に於て囚人を
 して庭上に設けある哨筒を壓作して以て全監に水を
 注送せしむと云ふ其他球投或は繩飛等の遊戯をなさ
 しむる所の監獄あり殊に幼年囚に對しては教育上、
 必要なる一條件(體育)として小學校等に於て用ふる
 所の普通體操を行はしむること殆んど各監獄、皆な
 然らざるはなしと云ふも可なり「メットリイ」の農業
 幼年監に於ては熟練なる體操教師を聘し毎日曜日の
 午後を以て課業として必らず之を演習せしむると聞
 く之を要するに體操は獨り筋肉を強め消化を能くす
 るの偉効あるのみならずまた能く囚人をして軍紀的
 の紀律に馴致せしむるの効果ありと信す
 主任者又曰日本欄題して獨逸監獄法と言ふと雖も必
 らずしも獨逸の獄制のみには局束せず本邦の獄制

に就て立論することもあるべく英佛白耳義等の獄
 制を引證することもあるへし唯た主として獨逸監
 獄法に據るの意なることを諒せよ

海外通信

前警保局長清浦君の同行者森田茂吉氏一行の諸君は
 共にスエスに到着せられたる趣同氏より社友へ通報
 あり書中外國警察の實況一二を記載せられたれば掲
 けて諸君の瀏覽に供す爾後緊要なる事項の報道は得
 るに隨て掲載すへし

外國警察實況 一一一

在スエス 法學士 森田 茂 吉 寄送

拜啓別後山河隔絶乍殘懷モ無音ニ打過申候兄御動靜
 如何ニ候哉我等日本人ノ一行至極健全遠洋何ノ障リ
 モナク本日「スエス」ニ航着致候此上百英里ノ運河

海外通信

ヲ通過致シナハ東洋亞細亞ノ境界ヲ離レ可申事御
 座候地中海ハ五日ノ路程ト相聞キ候得ハ目的地ニ到
 着スヘキハ最早間モナキト一同相喜居候
 此度ノ航行ニ付キ同船ニ乗込ミシ日本人ハ其總員十
 四名余カ伴隨スル清浦氏ノ一行ヲ始メトシ熊崎副領
 事ノ佛國里昂ニ赴任セラル、ニ付キ其舉家ノ一行又
 本年議會ノ決議ニヨリテ夫ノ有名ナル「コツホ」氏
 肺病治療術研究ノ爲メニ伯林ニ赴ク佐々木醫博士ノ一
 行又我カ注文ノ艦船受取ノ爲メ佐久間種田兩海軍機
 士ノ佛國「ツォロン」ニ至ル一行其他原田地質學士
 増田騎兵尉官朝日學生或ハ病氣療養ノ爲メ或ハ斯道
 研究ノ爲メノ渡航ニシテ日本人ノ團練ヲ形成シ船中
 日本ノ小乾坤ヲ爲ス心地ニテ其賑シサモ一入ノコニ
 有之候
 又警察上調査シタル事項報道ノ件伯林着後ハ充分ナ
 ル好材料好事項拾録シ得ヘクト存シ候殊更清浦氏ニ

十七

隨伴致シ居り候事ニシアレハ調査上幾多ノ便利アル
 チ以テ必ス正確ナル報道ヲ爲シ得ルナラムト相信シ
 居候
 航洋中上陸地ノ光景云々ノ御話モ有之候得共船ノ港
 ニ寄ル僅カノ繫泊時間ヲ見計ヒテ上陸致シ心急クマ
 、馳セル車上ヨリ一般ノ狀態ヲ通觀スルコトナレハ
 夫ノ聞一知十ノ思想家ナラハ兎ニ角小生如キ無經驗
 無風流且ツ痴鈍ノ者ニハ其光景ヲ一々心ニ記シ筆ニ
 描クハ中々思ヒモヨラス只奇シキ聲音ノ耳ニ響キ珍
 カナル景影ノ眼ニ映スルヲ覺ユルノミニ御坐候
 我等日本人ノ一行上海ニ上陸スルヤ群リ來ル支那人
 車夫五月蠅ク乘車ヲ乞ヒ否ムモ聞カス拂ヘトモ去ラ
 ス益々五月蠅キニ耐ヘ得スシテ之ニ乘リ而シテ其賃錢
 ヲ與フルヤ酒手ヲチダツテ止マストヒ之ヲ與フル
 トキハチダリノ度益々熾ナリ止ムチ得スシテ巡行ノ
 警官ニ委ス警官之ヲ靴ニ懸リテ僅カニ止ムノ狀アリ

是レ蓋シ警察ノ取締未タ周カラサルニ由リテ然ル乎
 英領香港ニ於ケル支那人與丁モ亦此ノ如シ我等ノ洋
 傘一撃ヲ加フルニアラサレハ退カサルノ狀アリ是レ
 股間ヲ匍匐スルモ時分チ歌フナル韓信崇拜ノ支那人
 多キヲ以テ此ノ様アルカ抑モ又香港ニ於ケル英政府
 支那人ノ歡心ヲ失ハサランカ爲メノ政略上ヨリシテ
 之ヲ等閑ニ付スルニ因ル乎兎ニ角吾々此境ニ來リ之
 チ實踐シ目撃シ其民族ノ甚タ鄙野ナルチ感シタリ願
 ハクハ我國ノ車夫外人チシテ此ノ如キ惡感ヲ抱カシ
 ムルコトナカランコト
 新嘉坡(コロンボ)ニ於ケル馬車内ニハ凡テ里
 程並ニ賃錢表ヲ掲出シアルヲ以テ其定價ヲ與ヘナハ
 馬丁首肯シ追尾ノチダル如キコトチナサス唯タ其追尾
 ノ煩ニ堪ヘサルハ土人ノ童幼左腕チ上下シテ腋下チ
 鳴ラシ右手チ前後ニ振り廻ハシツ、驅ケル馬車チ追
 テ錢チ乞フニアリ是等ハ元來丐兒ニアラサルモ客ノ

富有チ見テ荷モ得ンコトヲ欲スルニアリト云フ實ニ通
 行者ヲシテ其五月蠅チ感セシム毫モ支那人ニ異ナル
 コトナシ積年ノ慣習ヲ爲セル此等無耻ノ蠻族ニ對シ
 テハ十九世紀ノ警察モ其周密チ希フ能ハサル乎否殖
 民地ノ警察之チ寛ニセサルヘカラサルノ理由アルニ
 ヨル乎余ハ解スル能ハサルナリ
 佛領西貢ニ於テハ警察ノ取締稍々周到ナルヲ覺ユ馬
 車ヲ雇フニ警官ニ委シテ可ナリ又客カ土人ノ店ニ就
 キ物ヲ購ヒ錢ヲ替フアレハ(兩替店ハ多ク土人ノ營
 ム所タリ)警官直チニ來リテ其不法ノ所爲ナキヤチ
 監ス余目撃セル或ル二三ノ點ヨリ之ヲ觀察スルニ蓋
 シ英佛兩國其殖民地ニ對スル政策彼ハ實利ヲ專ラド
 シ此ハ政權ノ周到ヲ欲スルノ差異アルニアラサルヤ
 チ感ス兎ニ角詳細ノ調査ヲ遂ケナハ兩國殖民地ニ於
 ケル警察權ノ作用ニ關シ好問題ヲ得ルコトナルヘシ
 英領亞丁ハ「アラビヤ」ノ西南角ニ位スル赫山藉地

隻樹片草ダモ眼ニ觸レサレ死瘠ノ地ナルモ英人カ印
 度濠洲ニ於ケル其寶庫ヲ衛守セシカ爲メニ此東西兩
 洋ノ往來ノ咽喉地チ相シ砲チ備ヘ兵チ置キ眞ニ軍事
 殖民地ナルチ以テ固ヨリ營利殖民地トハ同一ニ論ス
 ヘキニアラス是ヲ以テ上陸先ツ直チニ眼底ニ宗映ス
 ルモノハ巡查ノ數ノ多キコト是ナリ土人出ノ警官タル
 モノハ黒衣チ着ケ英人出ノ警官ハ白衣チ着ケ三々五
 々參差相並テ路傍ニ佇立スルノ様恰モ我國ニ於ケル
 街燈ノ樹立セルカ如シ艇丁チ制シ御者チ叱シイトモ
 嚴重凌ク可ラサルカ如シ船チ寄スルノ地ハ上海チ除
 クノ外總テ英國若クハ佛國ノ殖民地タリ而シテ其道
 路ノ修理セル水道事業ノ完成セル我等日本人チシテ
 耻色アラシメスンハアラス左レト此等ノ事業ハ殖民
 地ニ於テハ固ヨリ第一ニ着手セサルヘカラスト雖モ
 國富メルニアラサレハ能ハサルナリ右ハ只航洋ノ障
 リナキチ報スルノ傍ラ一瞥外景上ニ對スル安斷チ記

シ御笑覽ニ供シ候茂吉拜具

明治二十四年五月三十日於紅海々畔スエス

寄書

● 廁園芥溜設置改造ニ關スル警察令ニ就テ當局者ノ一考ヲ煩ス

衛生熱人稿

廁園芥溜下水等ノ設置改造ニ關シテハ衛生警察上最モ注意ヲ要スルヲ以テ東京市下ニ在テハ曾テ警視廳ヨリ發布セラレタル警察令ノ規定アリ爾來其面目ヲ改メ着々其効ノ見ルヘキモノ甚ナカラサルカ如シ然ルニ頃者聞ク所ロニ依レハ麴町警察署管内ノ醫師某ノ隣地ニ新タニ廁園及ヒ芥溜ヲ設置シタルモノアリ其地位宛モ某醫師ノ診察室ヲ距ルコト僅カニ二尺餘ニ過キス殊ニ診察室ニ向テ南西ノ方ニ當ル窓下ニ在

不問ニ附シ去リ難キヲ以テ今回更ニ區部衛生會ノ問題ニ提出シ進ンテ警視廳ニ向テ警察令ノ改正ヲ建議スルノ決心ナリト謂フ

此談ノ事實ハ吾人之レヲ保證スルノ限リニアラスト雖モ假リニ之レヲ事實トセハ衛生上實ニ捨テ置キ難キ事ニシテ某醫師ノ苦心奮勵モ亦尤モ至極ト謂フヘ

吾人ハ進ンテ某醫師ノ建議ヲ賛成スルニ敢テ躊躇セサルナリ抑モ該警察令ノ發布アル所以ヲ按スルニ蓋シ何カ爲メニ發セラレタルカ曰ク衛生警察上ノ必要ニ因ルト斷言スルヨリ外ナカルヘシ其之レヲ設置改造スルニ當リ着手前豫メ其位置ノ檢査ヲ要シ落成ノ後チ更ニ復タ檢査ヲ要スル等人民ニ取リテハ隨分手數ノ煩ハシキヲ感スルモ公衆衛生上ノ義務トシテ吾人ハ甘ンシテ之レニ服從スルモノナリ然ルニ彼ノ前後二回ノ檢査ハ單ニ規則上形式ノ檢査ニ止マリ只タ井水ヨリノ距離ハ何尺アルトカ又ハ其構造ハ石カ

ルヲ以テ炭炭ノ際特ニ西斜ノ光線ヲ以テ之レヲ熱騰蒸發セシムルニ加ヘテ南風ノ此臭氣ヲ吹き來ルカ故ニ時節柄其臭氣ニ堪ヘ難キノミナラス貴重ノ人命ニ關スル診察室ナルヲ以テ不取敢隣地ノ持主ニ談シ其取拂方ヲ懇談シ更フルニ他ノ地所及移轉料等ヲ以セシモ何故カ隣地ノ持主容易ニ之レヲ承引セス既ニ警察署ニ於テ檢査濟ノ上ハ足下ニ於テ如何ナル事情アルモ我等ニ於テモ亦種々ノ事情アルヲ以テ應シ難シトノ一言ヲ以テ折角ノ懇談モ遂ニ其詮ナキニ了リ此上ハ警察署ニ向テ檢査濟ノ理由ヲ問ヒ且ツ關係者ニ對シテ説諭ヲ請フヨリ外ナシト信シ某醫師ハ更ニ所轄警察署ニ就テ其主任ノ警部ニ面會シ百方其不都合ヲ述ヘ何トカ救濟ノ處分アランヲチ請求セシモ主任警部ハ今更ラ檢閱濟ノ上ハ他ニ致方ナシ一應ノ説諭ナレハ試ミ見ントノ撓換ヨリ外ナク其醫師モ止ヲ得ス其儘引歸リシカ事、衛生上ニ關シ殊ニ職掌上何分

嫌瓦カ杯云フヨリ外敢テ視察ヲ遂ケルノ必要ナシトセハ只タ落成届ノミニテモ差支ナキ筈ナリ思フニ着手前豫メ其場所ノ見分ヲ要スル所以ノモノハ單ニ井水トノ距離ノミニ着眼セス兼テ又其位置ノ適否近隣者ノ故障如何ヲモ視察セサルヘカラス然ルニ警察令ニ明文ナキ以上ハ敢テ其他ヲ問ハスト謂ハ、之レ只タ形式上ノ檢査ニ過キスシテ警察ノ警察タル本旨ニ反シ活動チ欠クノ責ヲ免カレサルモノナリ吾人ハ此一談ヲ聞キ所轄警察署ニ於テ既ニ檢査濟ノモノヲ再ヒ取消スノ必要アリト論スルモノニアラス又タ檢査ノ不當ヲ責ルモノニモアラスト雖モ從來往々此ノ如キ形式上ノ檢査ノ爲メニ近傍人民ノ苦情ヲ惹起シ徒ラニ警察ヲシテ集怨ノ府タラシムルカ如キ形蹟ナキニアラサルヲ以テ敢テ茲ニ一言ヲ贅シ當局者ノ注意ヲ喚起セント欲スルモノナリ

聞説ク警視廳ノ内規ハ此ノ如キ檢査ハ必ス之ヲ主任

警部以上ニ於テ擔當シ決シテ巡査以下ニ放任セサルヲニナリ居レリト善イ哉此内規ヲ蓋シ之ヲ警部以上ニ一任スルノ意思ハ單ニ形式上ノ檢査ニ止マラシメス兼テ又吾人ノ希望スル如ク位置ノ適否近隣者ノ故障如何等臨機視察ノ必要ヲ感スルヨリ起ルモノト謂ハサルヲ得ス否ラサレハ臨機之ヲ巡査已下ニ放任スルノ便利ナルニ如カス豈何ソ殊更ラニ警部以上ノ出張ヲ煩ハスヲ要センヤ

吾人ハ更ニ一步ヲ進メテ當局者ノ注意ヲ喚起セント欲スルモノアリ歐米各國ノ都府ニ於テハ厠固ハ構造固ヨリ堅牢清潔ヲ極ムルノミナラス毎夕人糞ヲ掃除運搬シテ之ヲ海洋ニ投スルノ手續等最モ衛生的の注意ヲ周到ナルモノアリ且ツ芥溜ノ如キハ各戸ニ一器ヲ備ヘ之レニ密閉ヲ施シテ臭氣ヲ外部ニ散セシメス毎夕必ス之ヲ他ニ運搬投棄スルノ慣例ナリト何ソ衛生的の注意ノ綿密周到ナルヤ我東京市ニ於テモ四五年前

惡疫流行ノ際ニ在リテハ厠固ノ掃除ヲ頻繁ニシ人糞ノ運搬ヲ日没後ニ限ル等諸事頗ル行届キナリシモ爾來漸ク放任ノ傾キヲ生シ今日ニ在リテハ日中何時ヲ擇ハス喫飯最中ニ掃除屋ノ襲撃ヲ受ケテ大ニ狼狽スルコトアリ又銀坐ノ大通リニ糞桶車ノ行列數丁ニ涉ルコトモアリ改良桶「チヨ」止ノ器械何ノ効用モナク臭氣紛々傍人ヲシテ昏倒セシメントス、其他芥溜ノ如キハ外見上其構造丈ハ較ヤ改良スル處ロアルカ如シト雖モ覆蓋雨除等央ハ破壊シテ形ナクミチ存スルモノ掛カラス殊ニ日光ノ注射ヲ防クコトハ警察令ニ明文ナキカ故ニ全ク開放シナレハ某醫師ノ苦情ノ如ク炎熱ニ蒸騰シタル臭氣ハ自由自在ニ近傍ニ散亂スルノミナラス汚物腐敗物(甚シキハ犬猫ノ死屍ヲ混スルコトアリ)累々堆積シテ山ヲナシ數旬月餘ニ至ルモ敢テ他ニ運搬セサルコトアリ、此ノ如キモノハ實ニ今日東京市下三伏ノ炎候ニ於ケル厠固芥溜ノ實

況ナリトス、嗟呼衛生警察ノ實効何レニカアル、又タ當該警察令ノ精神何レノ日カ之レヲ貫徹スルノ期アラン、吾人ハ之レヨリ衛生警察ノ要義ニ關シ聊カ開陳スル所アラントス

夫レ衛生警察ノ要義ハ個人的衛生ト公共的衛生トノ二類ニ分チ時トシテハ強制的の干涉ヲ要シ時トシテハ勸誘的の保護ヲ與ヘ能ク隱暗幾微ノ裡ニ處シテ活動的の視察ヲ爲シ常ニ中央衛生會議ノ指導ニ從テ豫防處分ヲ施スヲ以テ其本來ノ目的トス彼ノ普魯西警察法ニアリテハ警察行務法中、人身保安警察ノ第一章ニ衛生及醫事警察ノ綱領ヲ掲ケ分テ十七類トナシ紙數凡ソ二百頁ノ多キヲ占ム而シテ其通則第一義ニ於テ衛生警察ニ關スル強制的の干涉ト勸誘的の保護トヲ並列セリ思フニ強制的の干涉ノ事ハ社會人智ノ發達ト共ニ漸ク其跡ヲ留メサルニ至ルヘシト雖モ人類公共心ノ發達猶ホ今日ノ如キ有様ニ在リテハ未ダ全ク之ヲ除去

スル能ハサルノミナラス尙ホ大ニ之レヲ必要トスルノ場合モ亦掛シトナサ、ルナリ殊ニ衛生警察ノ如キハ強制的の干涉ニアラサレバ勢イ其目的ヲ達スル能ハサルノミナラス時ニ惡疫流行ノ場合ノ如キハ寧ロ非強强制ヲ必要トス又タ平時ニ在リテモ勸誘的の保護ト相埃テ強制的の干涉ノ必要ナルハ惡疫流行ノ際ニ於ルニ非常強制ノ準備トシテ欠クヘカラサルモノナリ今試ニ個人的衛生ノ勸誘保護ニ屬スル例ヲ舉レハ豫防清潔法實施ノ如キ住居食品注意法ノ如キ是レナリ而シテ強制的の干涉ニ屬スルモノハ其平時ニアツテハ先ツ厠固芥溜下水構造及ヒ其清潔法等之レナリ、此ノ如キモノハ其平時ト非常トニ論ナク個人的衛生ハ則チ公共的衛生ト相關聯スルモノナレハ勸誘ト強制トハ常ニ相須テ其宜キヲ制ヒサルヘカラス則チ彼ノ厠固芥溜ニ關スル警察令ノ如キモ着手落成二回ノ檢査ヲ要シ其認可權ヲ警察ニ有スル所以ノモノハ蓋シ勸誘

強制其宜シキヲ得セシムルノ目的ニ出ツルモノナラ
 ンカ論者アリ曰ク我警察令中既ニ其位置及ヒ構造制
 限ヲ明記シアル以上ハ苟クモ其明文ニ適合スル以上
 ハ一個所ニ數個ノ厠園芥溜ヲ設置シ又タ如何ナル場
 所ニ之レヲ設クルモ敢テ警察ノ干渉強制ヲ受クヘキ
 ノ理由ナシト是レ實ニ法令ノ精神ト警察權ノ作用ト
 ナ知ラサル書生論ト謂ハサルヲ得ス其故如何トナレ
 ハ彼警察令ニ規定シタル構造制限ハ必要欠クヘカラ
 サル場所ニ設置スヘキモノニ適用スルモノニシテ其
 他如何ナル場所若クハ不必要ト認ムヘキモノ幾個ヲ
 設置スルモ防ケナキコトヲ命令スルモノニアラス又
 此ノ如キモノハ可成其數ノ少キヲ欲スルハ警察令ノ
 精神ナルカ故ニ豈不必要ノモノヲ認可スルカ如キコ
 トアランヤ若シ設置者ニシテ警察令ニ明文ナキヲ以
 テ抗辨スルアラハ認可ヲ與ヘサル迄ノコトナリ且ツ警
 察權ノ作用ハ勸誘強制等ニ應ジテ其宜キヲ制スルノ

なりと聞く或は言ふ氏か能吏たるの名は監獄事業に
 於てよりも寧ろ土木事業に於て得たる所なりと此評
 の當否は未だ之を確むるに及ばざりしと雖も兎に
 角、氏か土木事業に堪能なる且つ得意なるの事實は
 彼の有名なる岩手監獄の周壁を設計築造したる跡に
 就いて之を證明するを得へし、囚人を逃走せしめざ
 る即ち外面的(又は消極的)に檢束法を施すことの
 みを以て行刑の最終目的となす前世紀の時代ならば
 兎も角も、人を以て高柵となし規律を以て鐵壁とな
 す今日にあつては彼れか如き大袈裟なる周壁は徒ら
 に識者をして治獄の幼稚なるを判定せしむるの章標
 たるに過ぎざるこそ遺憾なる、唯た其建築の宏壯堅
 實なる、幾多の意匠を費やし、驚くへき技術の妙を
 盡くしたるの事實は何人も一見する者の均しく首肯
 する所なるへし、單に墻壁の建築としての氏の功勞
 は其碑銘と共に永く後世に傳はるへきを信す監獄事

効力アルモノナレハナリ
 以上論シ來ル所ヲ以テスレハ厠園芥溜設置改造ニ關
 スル検査上ニ就テハ將來一層ノ注意ヲ當局者ニ促カ
 サ、ルヲ得ス吾人冀クハ百尺竿頭更ラニ一步ヲ進メ
 テ今日ノ警察令ヲ改正シテ今少シク周到綿密ナルモ
 ノナラジメ加フルニ其掃除法運搬法等ノ規定アラン
 コトヲ切望ス蓋シ此事ニ關シテハ當局者ニ於テモ亦
 大ニ說アラン我輩ハ他日更ラニ之ヲ詳論スルノ期ヲ
 待ツモノナリ

雜錄

●東北系統及北海系統に屬する所の監獄に就て(前號の續)

岩手縣典獄本多保氏其人とす氏は多年、内務省及び
 地方廳に於て土木事業に従事したる經歷ある所の人
 業として予輩の氏に敬服する所の者は其改良に銳意
 熱心なるにあり改良の目的を達せんか爲めに幾多の
 情實を打ち破つて監獄吏員の大淘汰を斷行したるに
 あり濟々たる多能有爲の新分子を精選したる手際の
 頗ふる銳利敏活なるにあり内外諸務の今尙は多少、
 整備を缺くの觀ありしは蓋し新舊交迭の勿々の時機
 に際會せしを以ての故ならん彼の他に多く得難き所
 の腕揃ひを以て協心戮力して大に此事業に執掌せば
 前途、必らず大に見るへきの功績を擧ぐるに至らん、
 囚人を遇するは土方を役するものに異なり獄務を處
 理するは土功を督勵する者と同じからず彼れにあつ
 ては常に鐵の如き嚴重の紀律を必要とし此に於ては
 時に俠客氣質カタクの配劑あるを要す、「ガンツエスパタイ
 ロン」の稽古場にマ、をこねるの手際は是れ所謂俠
 客氣質の餘臭なるにわらずや、眞面目なる獄務を統
 理する上に於ての有害分子たらずんはわらず。凜乎

たる其容姿、嚴然たる其語調、一見して其眞面目の人物なるを知るものは是れ豈に

青森縣監獄に長官たる石川典獄其人に非ざるなきを得んや氏の設計に係る監獄本署の新築は今や既に八分通りまで竣功せり、農業を唯一の目的として計營せりと稱する該監獄附屬地の積面は幾んど一望際涯なしとまで其廣大を形容するを得へし農業的監獄を以て一般囚人の刑を執行するの利害果して如何、今日は是れ如何なる時なるかを一考せよ明日にも分房制を實行せんとする機運の熟しつゝあるの時なるにあらずや監獄の作業は多種多數なるを要すとの原則の既に確かめられたるの時なるにあらずや此時機に際會したる今日に於て新築する所の監獄にして尙は彼の數十年前に行はれたる舊主義に則らんと企てたるこの今更の感なき能はざるなり然れ共其目的の那邊にありしを問はず多く地積を有するは決して監

獄の不利に非らず縦へ内役を盛んにして農業の範圍を縮少せしむるとするも之か爲めに敢て地積の廣大に失するを憂ふるに足らざるなり曾たに憂ふるに足らざるのみならず多々益々監獄の爲めに便益あるを見るべきなり、或は新築の工事を以て盡く之を囚人に引受けしめさりしを遺憾とするものありと雖も是れ實際、能はざるの事情あつて存したりとこのことなれば敢て非難する所あらざるなり唯た予輩を以て之を見れば其位置、如何にも市街を隔つること遠きに失し現在及び將來に於て必らず之れか爲めに幾多の損害と不便を感すへきことを恐れすんばあらず監獄建築上に於て其位置を選擇することの一要義たることは必らず之を知らん、如何の條件を具備せざるべからざることも亦た既に之を辨識し居られたることならん、此點に就て親しく典獄の胸中を叩くの違まらざりしを遺憾とす支監は弘前津澤八戸の三ヶ所にあ

り能く典獄の功實なる指揮監督の下に其獄務を管掌す俚言に曰く水清ければ魚棲ますと或人は石川典獄を評して失清の失ありとなす果して然るか我れは之を以て失となさす反つて美德となす清に棲む能はざるの魚あらば速かに之を放逐せよ清なる哉清なる哉徳、之れに如くものなし治獄の要は清にあり寧ろ潔僻にあり潔僻なきものは共に獄事を談するに足らず衆に長たるもの、不幸は己れの腹心を得ざるより不幸なるはなし先づ己れの手足となる者あつて始めて能く己れの能力を運用するを得へし

改正官制に由つて盟主宮城集治監典獄の千圓迄に減俸せられたることを東北系統の爲めに吊惜するものありと雖も予輩は改良機運の既に充分、成熟したる宮城系統の爲めに反つて大に其前途の僥倖を祝せずんばあらざるなり何を以てか之を言ふ曰く一千圓の俸給は文明の新思想に富み行刑の新主義に通曉したる少壯有爲の斷行家を招き出たすに（少くも改良の實効を奏すまでの間）善い加減の位地なればなり若し夫れ此位地を千四百圓とか千八百圓とか云ふ如き高給額と假定せんか之れに居据はらしむべき所の本尊は勢ひ或る他の部内より無經驗の人物をかり出たすか然らざれば賣れ残りの老物を擔き來たるの止むを得ざるは苟くも監獄通たる者の必らず其心に領づく所なるへし心ありての改正なりや否やを知らされども兎に角、叙任の未だ發表せられざる今日にあつては少くとも冀望の快樂を慶せずんばあるべからず

若し夫れ東北系統に屬する一集治監四地方監獄の實況を略評し去らんとならば周密は宮城集治監の長所なり着實は福島監獄に於て之を確認すべく老練の評は宮城監獄之を受くることを辭せざるへし活潑たる生氣は若手監獄之れを獨有し誠實敢爲の概あるを見るは豈に青森監獄にあらざるなきを得んや、人或は

ては少くとも冀望の快樂を慶せずんばあるべからず

俸給の低減を以て位地の下落となすなかれ人物の適否は必らずしも給料の高低と關係せざるなり寧ろ給料と技倆とは常に逆比例をなすの事實なるを信す東北系統の前途亦た多望なる哉(以下次號)

● 德川時代司法警察の一斑 (承前)

● 高島左近殺人及切腹 (正保三年四月八日 三代將軍家光)

本所筋へ 御成未の刻に還御御供の面々皆かへる爰に小従人組の内に赤井彌兵衛は病氣故に相組中に先立て宿所へ飯る下人未た一人も來らず唯一人松平伊豆守屋敷の近所まで來る又相組の衆は一町餘跡より來る時に御傍御小姓高島左近五百石馬に騎り向より馳せ來る前に立たる左近の若黨彌兵衛を突倒さんとす彌兵衛怒て無禮者也と咎む左近聞て馬上に在ながら切て捨よと下知す若黨五人拔連て切て掛る赤井も刀を抜て忽ち一人を切倒し一人に手を負す左近馬より

尼の孫たる故に殺人事を悲みて内證にて色々御説言を申上く然れども

公方様如何思召けん兎角の御挨拶もなし比丘尼於梅の御方を始として壽林か獨孫にて身に代て不便に存る故に愁涙に沈み悲みなけく由様々に被_レ執成_二公方様被_二 聞召_一左こそ思す覽と計りの

上意にて別の仰もなし故に壽林一人心を痛ましむ九日小十人頭並其組中一同御訴訟申けるは今度左近と彌兵衛喧嘩は奥外様の差別雖_レ有_レ之御家人たるに於ては更に異なることなし若被_レ准_二陪臣之例_一罪科を被_レ宥は頗る小十人の輩失_二本意_一處也と云々老中の面々被_レ申は訴訟尤可_レ達_二 上聞_一追て被_レ遂_二御穿鑿_一の間兎角の 仰出は可_レ有_レ之旨を會釋して返され則右の趣を達_二 上聞_一の處に何れも申處尤也左近事幼少の時分より御近習に被_レ召遣_二不便には被_二思召_一候へども人の輕きを以て法の重を亂しかたし明

飛て下り十文字の鍵を取て赤井を駒寄へ突付たり赤井鍵を切打んど一太刀切處に大勢寄て赤井を切殺し則松平伊豆守か宅に入る小十人衆は跡より來りけるか赤井か喧嘩と見て廿人許追掛けれども左近は早く伊豆守宅に入る小十人衆は伊豆守玄關へ詰掛唯今赤井彌兵衛を討て爰へ入たる者あり出さるへしと譴責す家人出て云伊豆守はいまた退出不_レ仕候唯今は御入候は高島左近殿也儘に預り奉る上は各には御飯り可_レ被_レ成の由を申す仍て各姓名を悉く帳に付置宿處へ飯る家人共右の仔細を伊豆守方へ申遣す仍て急き飯宅し左近に對面して様子を相尋ぬる處に右の次第を語る左近か云陪臣と存たる處に案に相違して直參の士也と云伊豆守登城して老中へ相談し則上聞に達する處に左近儀は先伊豆守に召預けられ追て御僉議を可_レ被_レ遂_二之由被_二 仰出_一其夜の戌の中刻に至て老中各退出す此左近は奥方にての出頭人於壽林比丘

日切腹可_二申付_一の旨被_二仰出_一緯已に極れり

十日阿部豊後守阿部對馬守御目付喜多見久太夫伊豆守宅に向ひ左近を呼出し切腹の儀を申渡す左近畏て兼て覺悟仕處也然に難_レ有_レ 上意を承り候事冥途の土産に可仕と辱く奉存る御次てを以て御前可然様に御執成奉頼よし御請申上る豊後守伊豆守對馬守は左近幼稚の時より朝夕相馴たれば一入不便に思ひ落涙數行す其後豊後守對馬守等は飯參す久太夫は檢使として残り留る其後左近行水して伊豆守小書院の庭に席を設て其上に西向に坐し念佛三返唱て腹十文字に切る介錯は御歩行目付なりしか則首打落す于時左近十九歳なり見る者聞く者落涙せすと云事なし則死骸は乗物に入れ寺へ遣す此左近と板倉市正とは御小姓衆の内にて器量人に勝れ勇氣有て賢_け々鋪者なれば御旨にも叶ひ出頭しけり中にも左近人に過て伊達者にて三尺餘の太刀を指て手振の若黨中間を召連れ

大道を狭しと振まひける程に世人奴子と云異名を付たる程の氣かさ物なり或時老中島田彈正入道幽彌に逢て左近事不慮の喧嘩をなし相果たる事不便の由を申さる于時幽彌か云渠か行跡にては三年を保ち難し淮南子に云く善游者溺善騎者墮各以其所好反て自爲禍と云り去は川立は川にて果木上は木にて果ると云ふ世の諺の如くなり况や喧嘩を好者はいかて喧嘩にて果さるべきやと申されたり

●井上外記稻富喜太夫争論及刃傷(同年九月十日)

一於殿中井上外記と稻富喜太夫と鐵砲の儀に付口論に及ぶ其一座に長坂丹波守初茶利小栗長右衛門等有合せ左右へ和談を入れて事を静謐にす其濫觴を尋ぬれば其比稻富喜太夫に被_レ仰付_二五貫目の玉を以て五十町可打由願に依て也爰に井上外記批判して曰く五貫目の玉にて五十町を打し事田付四郎兵衛は打事可有稻富が手際には難かるべきの由申たりと聞て

む於是勝劣なし然るに今度井上と稻富か盃は外記に後を付る仕方奇怪に思ひけり抑今度和談を取持の輩は皆稻富を最員の者共成れば喜太夫か理運の様に取扱けり外記は長居しては悪かりなと思けるか又思ふ子細有けるにや膳終て暇を乞ひ坐を立んとす丹波守か云何そ早く座を立つや今は別して恐るゝ事有まじと云外記は初より盃の次第心に合はざるに唯今丹波守の恐るゝ事有まじと申たる事は奇怪に思ければ何の恐か有へき歟と丹波守を捕て突通したり丹波守も心得たりとて脇指を抜き外記か頭を斬たれ其餘り近さに露際にて當る故疵あさし丹波守最期の詞に外記か頼の疵丹波守切たり後日に論す可らずと云つゝ息を引切死けり稻富は脇指を抜て外記に斬て掛る外記は斬られなから喜太夫を捕へて突伏たり奥山茂左衛門は其折柄勝手にありけるか喧嘩と聞て脇指を抜て走り出る亭主長左衛門は茶を可立用意を爲し

稻富怒て曰何故子を福するやと云外記か云吾は不云但其の手際を以て五十町を打れん事危と世人思ふに依て批判する物なるへしと答ふ此事を論して雖_レ及ニ珍事一事しつまりぬ各々城を退出の後長坂丹波守小栗長右衛門兩方へ行向て和談の事を談するに外記か云某に聊か意根なし稻富さへ和談せば其儀に可及と云依之來十三日長右衛門宅にて會合し和談さすへしと外記喜太夫を約諾しけり

一十三日小栗長右衛門宅にて井上外記稻富喜太夫同宮内長坂丹波守奥山茂左衛門等會合す夕飯以前に先和談の盃を出しぬ長坂丹波守指圖の新盃を喜太夫に始させ其盃を外記方へ遣わす外記は盃の次第心に不叶思ひけるか色にも出さす其盃を飲て稻富方へ戻す喜太夫之を飲む其坐中の面々段々に飲て銚子を納む其後膳を出し種々饗應す抑和談の盃と云は銚子二つ盃二つを出し双方一度に飲て一度に取違へ一度に飲

圍に居たりけるか座鋪の騒動に驚て走り出て見れば丹波守稻富は朱に成て伏たり外記は見へず勝手へ走り行き爰に外記は勝手より出る奥山茂左衛門を討んとて刀を抜て斬かけゝるか豊居に切付て抜んとする間に亭主長右衛門は外記か後より走り來り外記か袴腰を取へて脇腹を突く前よりは茂左衛門切ける程に外記は遂に被_二打斃_一爰に稻富宮内何方に在けるにや廣間へ走り來り掛置たる槍を外し座鋪へ取て行其間に緋已に終りける世以て是を誹謗す供の者喧嘩と聞て内に入んと混亂す長右衛門出て漸く是を制す又丹波守外記か與力同心馳來り一座の面々親類縁者開打に馬を馳る江戸邊亂の如し老中より急き御目付衆大勢を被_二差遣_一先つ騒動を鎮められける程に漸く酉の下刻に及んで静謐す

一十四日長右衛門茂左衛門宮内拜に其座に居ける給仕の輩一人宛を引分て其口書を取所に茂左衛門は勝

手に在て其座の事を知らず亭主長右衛門は圍に居て其子細を知らずと云ふ宮内は小用に立て知らずと云へ共申分分明ならず當座に丹波か雜言外記か詞の休は十六七の小坊主廿四五の掃除坊主終日の見聞する事を口書に載せたり御目付衆の口書を御老中へ出す則老中於て御前披露有之由

一十六日去る十三日喧嘩の當人井上外記稻富喜太夫兩人共に其跡を御潰被成井上平十郎稻富宮内兩人共に御改易なり長坂丹波守は無子且喧嘩の故に跡絶す奥山茂左衛門小栗長右衛門は和談の裁判不屈に被思召に付き閉門被仰付

●同心の賄賂を誡む(慶安元年三月十九日)

覺

町御奉行同心萬一ねたりを申禮錢を取申候者御奉行所へ急度可申來候隱おきわさより聞候は急度曲事に可申付候然る處に町奉行所同心と偽せ候てね

族の事何も無御沙汰然る上は此方へ引取申事遠慮也豊後守方へ被窺可被任其指圖とぞ返答す仍て豊後守へ右之趣申遣す處に豊州被申は鹿之助兄七右衛門儀其許足輕に在之處に自ら其者方より申出る由一段の儀也様子は重て可申達其中御手前可被置差と云々終に其科を免せらる

●親不孝を拘禁す(全三年十一月十四日)(四代將軍家綱)

親不孝仕其上不屈者として親子之縁を切り追出し御帳に付申候就夫被仰出候左様之者於有之は御番所へ召連可罷出候籠舎被仰付心直り候は召歸し其悖養可仕事

●監守訓授試作(承前)

六行狀視察ニ關スル心得

門外漢稿

たり事を申もの候は彌見のかし不申御番所ね召連可參候若手むかい申者候は捕へ候て成とも召連可參候事

●自首する者其罪を問はず(同六年六月十八日)

水野大膳召仕鹿の助と云者主人大膳を可殺と巧候處發覺して去る頃御法度に被仰付彼者の親類兄弟等定て有るへしと雖其名も知れず然るに今日伊達遠江守方使者を兩町奉行神尾備前守朝倉石見守方へ遣て云く去頃水野大膳を可殺と相巧み御法度に被仰付候鹿之助と申者の兄私の足輕の中に有一之候努々不存罷在候處に彼者の方より申出候彼者極て重科の者に候へは定て母をも罪科に可被仰付願くは母は女之義子に惡を勸むる親は有之まし母か命を被助某をは如何なる重科にも被仰付可被下之旨を彼者申候其許へ引渡可申候やと云々兩町奉行返答して曰く御用番阿部豊後守方より彼者親

行狀視察ハ在監人ノ舉動ヲ注視シテ其心術ヲ察知シ以テ行狀ノ良否ヲ察別スルニアリ獄治上最モ重難且至重ナル要務ナリトス夫ノ信賞必罰ノ實ヲ擧ケ得ルト否トハ實ニ行狀視察ノ精疎如何ニ因ルノミ而シテ信賞必罰ハ獄治ノ要訣ニシテ懲感威化ノ萌芽ヲ養成スヘキ要素ナリトス行狀視察ノ慎重ナラサルヘカラスルハ特ニ暇々スルヲ須タサルナリ夫レ然リ然レ行狀視察ハ最モ至難ナルヲ以テ動モスレハ其精確ヲ欠キ事實ヲ誤ルコトナキヲ保シ難シ一朝之カ精確ヲ欠クキハ修飾欺騙ニ瞞着セラレ真象ヲ看破スルコト能ハス其弊ヤ無辜ヲ罰シ凶惡ヲ賞スルニ至ルモ揣ルヘカラス萬一ニモ如此事實アリトセシカ懲罰ハ真ノ懲罰ニアラス賞譽ハ真ノ賞譽ニアラス適々以テ悔悟ノ道ヲ沮絶スルニ終ランノミ何トナレハ賞罰正シカラサルカ爲メ順良ノ者ハ心中不平ヲ抱キ其極ハ終ニ自暴自棄ニ蹈リ再ヒ感化ノ効ヲ望ミ

難キニ至ルノ恐アレハナリ行狀視察ニ従事スル者察
 セスハアルヘカラス故ニ行狀視察ノ事務ニ従事ス
 ル者ハ深ク此ニ注意シ勤メテ愛憎偏倚ノ心ヲ去リ在
 監人ノ行爲思想ヲ細視精察シ心中甲乙ノ間ニ區
 別ヲ附スルコトナク一視同仁専ラ公平ヲ維持スルヲ
 テ中心トナシ善小ナリト雖モ看過スルコトナク惡微
 ナリト雖モ摘發セサルコトナク虚心平氣以テ事ヲ理
 スルノ覺悟アルヲ要シ且事ニ臨ンテ慎密丁重苟モ疎
 漏ニ失スルカ如キ過失アラサルノ注意アルヲ要スル
 ナリ若シ不幸ニシテ一步ヲ過ルモ延ヒテ吏員ヲ尊敬
 スルノ念慮ヲ沮喪スルニ至リ吏員ノ信用ハ忽チ地ニ
 落テ爲メニ侮慢ヲ招キ規律廢弛シテ號令行ハレサル
 ニ至ルヤ知ルヘキナリ慎マスンハアルヘカラス因テ
 試ニ行狀視察ニ必要ナル事項ヲ列記スルコト左ノ如シ
 一、凡ソ行狀ハ在監人各個ニ就キ之ヲ細察精査スル
 コトヲ勤ムヘシ

二、行狀ヲ視察スルニハ愛憎好惡ノ念慮ヲ絶ツヘシ
 三、行狀ノ視察ハ可成在監人ヲシテ之ヲ前知セシメ
 サル様注意スヘシ
 四、雜居在監人相互ノ交際談話ニハ最モ注意スヘシ
 五、官吏ニ對スル狀況其他ノ舉動ニ注意スヘシ
 六、就役者ニ就テハ役業ノ勉否作業品取扱ノ整否科
 程ノ了否等ニ注意スヘシ
 七、教誨場ニ在テハ教誨ヲ謹聽シ感悟ノ念アルヤ否
 ナヲ視シ兼テ教誨ノ効用如何ニモ注意スヘシ
 八、病者ニ就テハ其病狀動靜等ニ注意スヘシ
 九、受罰者ニ就テハ能ク悔悟ノ念慮ヲ發生セシヤ否
 ナヲ視察スヘシ
 十、書籍ヲ見讀スル者ニ就テハ其如何ナル感覺ヲ以
 テスルヤヲ注視スヘシ
 十一、遊戯又ハ惡戯ヲ爲ス者アレハ其所爲及狀況等
 ニ注意シ主唱者ヲ探知スルコトヲ勉ムヘシ

十二、奇特ノ行爲アルヲ認ムルハ其狀況ヲ詳記シ
 置クヘシ

十三、行狀ニ關スル事項ハ細大漏サス手帳ニ記載シ
 置クヘシ

十四、行狀視察中犯則者アルヲ認ムルハ可成證據
 トナルヘキモノヲ舉ケ直ニ看守長ニ報告スヘシ

十五、行狀視察中異狀アルヲ認ムルカ又ハ他人ヨリ
 密告ヲ受クルハ直ニ看守長ニ報告スヘシ

十六、行狀ノ視察トテ時々之ヲ行フニアラス在
 監人ニ近接スルトキハ常ニ注目配意スルコト必要
 ナリ況ヤ特ニ視察ノ命ヲ受ケタルトキチヤ

翻譯

●大貌列太尼國監獄統計(第六號の續)

佛國控訴院代人 レオン、ラールマン氏述

武田 英一 譯

千八百八十八年度の入監者 男 二四、三九八 三九五六五
 女 五、九七三 二七、九三三

前科ある者 男 四八 七二

百分比例

今左に千八百八十八年度の入監者に就き既に前科の
 爲めに受けたる宣告の度数を示すへし

一度 二度 三度 四度 五度 六度乃至八度乃至十一度
 至七度 至十度 以上

男四 一九八二四九、〇八八五、四一一三七九二、七四四四、〇一四三三六六六七四四
 女四 五、五六四三、三三九二、二四八、七七一、二六六二、〇九八九、三三七〇

此に由て之を觀れば、男四百人中の十二人、女四百人
 中の三十三人即ち三分一は前科の爲め既に十一回以
 上の宣告を受けたる者なり、豈に甚たしからずや、其
 比例此の如き所以の者は職として、乞、淫賣等を罰
 するに二三日に過ぎざる短期の禁錮を以てするに由
 らすんはあらず、短期の禁錮は余實に其効無きを知
 るなり、

重罪監獄

刑役の刑に處せられ重罪監獄に入りたる罪人の數は、千八百八十八年四月一日より千八百八十九年三月三十一日に至るまで、男八百二十二名、女六十三名なり、而して此宣告の數は數年以來著しき減却を見るに至れり、今五曆年の平均を擧ぐれば左表の如し

曆年	英倫及威爾斯刑役囚の數	人口
一八五九年	二、五八九	一九、二五七、〇〇〇
一八六四年	二、八〇〇	二〇、三七〇、〇〇〇
一八六九年	一、九七八	二一、六八四、〇〇〇
一八七四年	一、六二二	二二、〇八八、〇〇〇
一八七九年	一、六三三	二四、七〇〇、〇〇〇
一八八四年	一、四二七	二六、三九九、〇〇〇
一八八八年	九五二	二八、〇六四、〇〇〇

四人の數此の如く次第に減却し、且つ刑期の稍、短縮したるに因り、一般に重罪囚の數は大に減却せり、即

ち左表の如し

大貌列太尼、「シブラルター」及び西濠州に於ける重罪囚の數

一八六九年十二月三十一日現在	一一、六六〇
一八七五年全	一〇、七六五
一八八〇年三月三十一日現在	一〇、八三九
一八八五年全	九、一五四
一八八九年全	六、五七二

此重罪囚六千五百七十七人を各所在地に分配すれば左の如し

重罪監	男	女
「ホルスタル」「チャタム」「ダートムリア」「ドーヴァ」		
「パークハリスト」「ポートランド」「ポーツスマウス」「ウオームスウード」		

「ストラツプス」	五二、二五	なし
「ウエキンク」	なし	三五八
「プロムリア」〔瘋癲犯罪人〕	八〇	二二
英國	五一六	六八
地方監獄	二〇二	八二
蘇格蘭	一九	なし
西濠州	なし	なし
合計	六、〇四二	五三〇
總計	六、五七二	

千八百七十七年度以來重罪監獄の費用は左表に示す所の如し、以て其巨額の減却を致したるを見るべし、

年度	重罪囚平均數	監獄費金額
一八七七至一八七八年度	一一、二五七	一〇、八八八、八八五、〇〇〇
一八七九至一八八〇年度	一一、二二七	一〇、五八五、二五三、〇〇〇
一八八二至一八八三年度	一〇、九六三	九、七四七、一五五、〇〇〇
一八八五至一八八六年度	八、六七六	八、六九二、六二二、二五

一八八八至一八八九年度 五、九七五 五、八二二、三三三、〇〇〇
 十一ヶ年間に監獄の利益は五百〇六萬七千法なり
 今千八百八十八年度の監獄費五百八十二萬二千法を細別すれば左の如し

官吏に關する諸種の費用	三、二八六、〇〇〇
重罪囚の衣食費、不具者瘋癲者の養育料	一、八三三、〇〇〇
燈火、薪炭、水、修繕費	五七〇、〇〇〇
諸雜費	二、九〇〇
合計	五、八三二、〇〇〇

病死者の數は囚人千人に付十二人九〇に達し、最近十年の平均數を擧ぐれば十人七八なり、醫師の説に依るに囚人は悉く必要の注意を受け、一人として其の体力に超過する作業に使役されたる者あることなし、流行病は一回もなし、其巡閱に至つては度數最も多く、千八百八十八年四月一日より千八百八十九年三月三十一日に至るの一年度間に、三人の監獄巡閱

官(英語に「ウイジナング、タイレクター」と曰ふ)英倫の九監獄を巡閱すると百三十八回に及びたり(未完)

●監獄改良論

本篇ハ千八百九十年六月四日伊太利王國上院議員萬國監獄會議代表員「タンクレ、カノニコ」氏ノ演述スル所ニ係ル親王殿下貴女紳士諸君

字内各國ノ俊才高士、公安維持及囚徒矯正ノ重大ナル目的ヲ以テ此ノ如ク一堂ニ會スルヲ得ルハ千載一遇ノ嘉會ト云フベシ而テ余輩ノ最モ深く感佩シテ措ク能ハサル所ノモノハ露國官民ノ余輩ヲ欽待厚遇セラル、コト、皇帝陛下ノ余輩事業ヲ嘉賞獎勵セラル、コト、會長ノ宮及妃殿下皇族ノ尊ヲ屈シテ本會ニ光臨アリ以テ余輩菑蕘ノ言ヲ聽納セラル、コト、貴夫人各位カ内親王殿下ヲ奉戴シテ居常囚徒ノ命運ニ

改良ヲ經過シ來レリ而テ其變改ノ起ル原由ハ刑ノ意義ニ關スル進化ニ在リ此進化ノ勢力ハ斷ヘス徐々トシテ進ミ漸チ以テ刑法及禁壓法ノ改革ヲ生シタリ今之ヲ總合シテ簡單ニ其意義進化ノ如何ヲ略說スル所アラントス庶幾クハ方今監獄法ノ要點鎖鑰ヲ擧グルヲ得ン
抑モ刑ナルモノハ潤大完全ナル眼目ヲ以テ之ヲ觀ルハ管ニ監獄内ニ於テ服スル所ノモノ、ミニアラサルナリ推シテ之レヲ論スレハ此地球モ又大監獄ト稱スルヲ得ン嗟乎下土ニ棲息スル人類孰レカ苦痛セサル者アル乎諸君善ク達觀スル所アレ此苦痛ハ則チ刑ニシテ吾人若クハ吾人カ祖先ノ過失罪戾ニ因テ起ルモノニ外ナラス各個人及各國民ノ歴史ハ全ク之カ證左タリ
是ヲ以テ吾人ハ各々多少隱カニ刑ヲ受クル所アリ而レモ重大ナル過失ヲ以テ他人ニ損害ヲ與ヘ社會ノ安

注意シ高尚神聖ナル婦徳ニ則トリ感情及行爲ヲ以テ彼レカ有形無形ノ不幸ヲ慰安スルヲ羽翼協力セラレ、トニ在リ此ノ如ク無數ノ徳星輻輳シテ我事業上ノ分野ニ會シ光熱ヲ誘導スル所ノ要圍氣ヲ發生シ因テ以テ我心情ヲ温暖ニシ且ツ我精神ヲ照明ナラシムルカ故ニ人生無形ノ高尚ナル能力益々上進シテ最高點ニ達スルニ至ラン余ハ諸君ニ對シテ本題ヲ演說スルニ當リ思想泉涌抑止スヘカラス然レ余ハ此滿腔ノ熱血ヲ注射セシムルノ困難ナルヲ憾ム是首トシテ言語ノ我國語ニアラサルノ不便アレハナリ願クハ諸賢言チ以テ其義ヲ害セス唯真理如何ニ注目アラントチ嗚呼渺茫涯リナキノ海水若シクハ涓々一滴ノ水粒ヲ以テ反射セラル、モ太陽ハ依然タル太陽ナリ
第一 監獄改良ノ起原及進歩
罪人ヲ責罰スルハ古來ヨリ定期タリ然レトモ之ヲ施行スルノ方法ニ至テハ世ニ應シ時ニ隨ヒ種々ノ變遷

寧チ擾亂危殆ナラシムルニ至レハ社會ハ其下手人ヲ執ヘ多少嚴酷ナル處置ヲ施シ公安ヲ維持スルニ必要ナル間此社會組織上ニ缺クヘカラサル法律ニ服セシム是レ刑罰ノ由テ起ル所ニシテ苟モ正道ノ直線ニ離背スルモノアレハ執ヘテ之レニ痛苦ヲ與ヘ正道ニ復歸シテ之ヲ遵奉セシム而シテ處刑ノ方法ハ犯罪ノ輕重、場合ノ殊異ナルニ應スルノミナラス時勢及政府カ刑ニ對シテ取持スル主義及刑ノ社會組織ニ於ケル關係ノ如何ニ應シテ變更スルモノナリ刑ノ意義ニ變更チ生スルハ施ヒテ罪人ニ加フヘキ處罰ノ意義上ニ變更チ及ホシ從テ之ヲ實施スルノ方法上ニ影響スルニ至ルモノナリ故ニ往古ニ於テハ人自己ノ意見情欲ヲ諸神ニ歸シ苦痛刑罰ハ即チ諸神ノ復讐若クハ人間ノ避クヘカラサル業報ナリトナシタリ是ヲ以テ亞利士德ノ如キ賢哲モ亦自由人民及奴隸ノ存在スルハ免ルヘカラサルノ數ナリト爲スニ至リ苛酷悲慘ナル

空氣ハ不幸ナル人類ノ頭上チ壓下シタリ希臘古賢ノ
 說ニ據レハ命運ノ勢力ハ諸神ノ威靈ヨリモ優等ナリ
 ト想定シ復タ精神ノ自由ナル者アルコトナカリシ宿命
 (定業)說ハ多神教ノ本性ニシテ其說今尙ホ回教徒及一
 般ニ亞細亞人民中ニ行ハル

右ノ如ク犯罪人處罰ノ爲メニ適用スヘキ刑ノ理會法
 ハ一轉シテ最強者ノ復讐トナリ再轉シテ社會權力ノ
 復讐トナリ囚徒ヲ處斷スルニ豪モ顧慮スル所ナキニ
 至レリ唯タ頼ハヒニ正義ノ感情及宗教ノ勢力アリテ
 纔ニ放肆ニシテ制裁ナキ殘忍苛虐ノ處置ヲ匡救スル所
 アリタリ而テ當時ノ裁判法ハ罪條表面上ノ檢察ニ止
 マル至簡極粗ノモノニ過キス是レ古代一般ニ行ハレ
 タル所謂(目ヲ瞎スル者ハ目ヲ瞎シ齒ヲ碎ク者ハ齒
 ヲ碎ケ)即チ「タリヨン」(罪犯ト同一ノ刑)ノ法律
 ノ因テ起ル所ナリ
 右ノ如キ暗黒慘酷タル空中ニ於テ忽然トノ愉快ナル

光明ヲ現出シ此不幸ナル地上チ照明スルニ至レリ此
 天光ハ則チ苦痛ヲ與ヘテ以テ人ノ罪過ヲ消滅贖償シ
 得ルノ信心ヲ覺醒シタリ是レ苦痛ハ人チノ本心ニ復
 歸セシメ自己ノ罪過ヲ反省シテ之ヲ嫌厭、矯正、離
 脱セシムルニ至レハナリ此新法ヨリシテ大ニ囚徒ノ
 希望心ヲ興起シ慈愛ノ光明ヲ拜シテ感泣奮勵情欲ノ
 羈絆ヲ脱シテ精神上ノ自由ヲ獲ルコトヲ始メタリ故ニ
 一一般ノ進歩ハ各人精神上ノ進歩ヨリ濫觴スルモノト
 謂フヘシ此時ヨリシテ始テ苦痛ヲ與フルノ刑ハ變テ
 悔悟心ヲ發生セシムル所ノ方法ト爲ルニ至レリ
 此有益ナル改良ハ數世紀間ニ醸造セラレテ而テ今日
 尙ホ未ダ成熟ニ達セサルナリ然レ之ニ因リテ漸々社
 會ノ事物ニ應スル改良ヲ誘起スルニ至レリ
 往古ヨリ自身及同儕ノ精神ヲ完全ナラシムルノ目的
 チ以テ此懺悔法ノ意義ヲ服膺セシ者アリ是レ即チ通
 世家、僧侶トス其難行苦業ノ狀ニ因リテ之レ觀レハ

純然タル自得因徒ニ外ナラス彼ノ宗教上ノ斷食、苦
 業、懺悔、ハ是レ其例證ナリ
 新法ノ効驗ニ因リテ苦痛ヲ輕減シ精神ヲ慰安シタル
 ハ其數實ニ幾許ナルチ知ラス之カ爲メ社會ノ風俗モ
 自カラ寛温トナリ累世ノ仇怨モ化シテ洋々タル和氣
 トナリ復讐ハ變テ正義ノ裁判トナリ裁判ハ慈惠ト相
 連帶シテ離ルヘカラサルニ至ル又君主特赦ノ法グライススツエレンア
 リテ裁判ノ錯誤ヲ修正スルノ道アリ主人ノ奴隸ニ對
 スル束縛ハ其苛酷ノ度ヲ減却シ下等社會ノ進化スル
 ト各國ノ情勢之ヲ許ストニ隨フテ奴隸ノ境界ハ漸々
 自カラ消滅スルニ至ル彼ノ人間ニ於ケル事實ノ不
 平等ハ自然ノ本性ニシテ萬世ニ亘リテ消滅スルコト無
 ルヘシ然レ權利ニ對スル不平等ニ至テハ既ニ踰越ス
 ヘカラサル障壁ヲ以テ之ヲ不變不動ノモノト爲スコ
 ト能ハサルヘシ蓋シ人ハ各々自カラ其技能、勉力、
 功績ニ應ジテ社會ノ秩序中ニ具進若クハ廢退スルチ

得現ニ我輩チ款待セラル、此帝國ニ於テハ無數ノ障
 碍アルニ關セテ遂ニ奴隸ヲ解放シテ之ヲ廢止シタル
 ハ亞歷山得二世皇帝ノ偉勳宏績ト謂フヘシ而テ之ヲ
 決行スルニ當テ伴生シタル諸困難ハ大改革上ニ免ル
 ヘカラサルノ常勢ニシテ時間ノ作用、配慮、犠牲ノ
 効驗ニ隨ヒ終ニ烟散霧消スルニ至ラン
 然リ而テ懺悔法ヲ刑ニ適用スルニ至リタルハ一朝一
 夕ノ故ニアラス實ニ此目的ヲ達スルニ至リタル迄經
 過シ去リタル年所ハ數世紀ニ亘リ漸ク始テ該主義ヲ
 監獄法ニ實施スルニ至レリ此時ヨリシテ囚獄ヲ懺悔
 所(方今譯シテ監獄ト云)及之ニ關スル諸法則ヲ懺
 悔法(監獄法)ト稱スルコトナレリ
 余ハ今茲ニ監獄法進化史ヲ說述スルチ要セサルナリ
 況ヤ方今各國ニ實行セラル、同法ニ於テチヤ何トナ
 レハ此ノ如キ講說ハ一ニハ本會ノ限界外ニ超出シ二
 ニハ余輩ヨリモ多ク諸君ノ知悉セラル、チ以テナリ

●電氣死刑の現状

此頃米國に於て電氣死刑を實行したる現状を記載したるものを見るに元來先頃「チーバーアーン」囚獄に於て某日本人は殺人罪を以て電氣死刑を受けたりしか其折は甚た其死刑の結果不完全なりし由なるか去る七月七日桑港の囚獄に於て四人の殺人罪囚を此電氣死刑に處したるときは頗る完全なる結果を擧げたりし當日の罪人中には我國人澁谷某もありたる由なるか當日第一番に執行せられたるはスローカムと云へる罪人なりしとぞ當日早朝刑室に於ける電氣の模様及び準備の器械等は整頓したりとの報に接し靜々其室に入るものは立會官吏數名罪人スローカム及罪人の左右に二人の僧侶ありて十字架を高く捧ぐ室に入れば戸自ら閉ちて室内又戸外の喧聲を耳にせず肅然として音更になし聽て一行は一大椅子の前に達す此椅子こそ即ち罪人の座し而して死する所たりスロ

ーカムは微笑して此椅子に寄れば僧侶は前に進みて祈禱を凝らす其中立會の官吏は革紐を以て幾重にも体を椅子に巻き付け兩足は足置に巻き兩手を椅子に巻き付け恰も罪人をして少しも体を動かしめさらしむる様になす而して又一の革紐を以て目を閉ち椅子に兩端を結び付く斯の如くして後電氣技師は進んで積極電氣線を頭に着け消極電氣線を右足に着け(スウィッチポールド)(發電機)なる(スウィッチ)(棒)を回轉せしむれば電流直ちにスローカムの全身に傳りて罪人は感覺を失ひ決して苦痛を覺へざるか如く体を動さんとする有様なし規定の時間に至て電流を止むれば罪人は紐を以て結び付けられたる儘にて死して居り僅かに足肉、足骨の焼けたる跡を残すのみ茲に於て紐を緩めず死人を後室に運びたり云々

●典獄會同

本月二十四日を期し長野縣に於て近所縣有志典獄の

●外國通信

獄事協議會を開かるゝ由にて既に埼玉神奈川千葉栃木新潟群馬茨城警視廳福島石川等の典獄よりは出會の申込ありたる趣なり余輩は時節柄該會議の必らず好結果あるを信ず其議事の景況は得るに従つて之を本誌に掲載すへし

前號に本號發刊の分より監獄に關する外國通信を掲載すへきことを廣告し置きしが他に緊要材料の多きを以て次號まで之を延ばすこととせり

●警視廳監獄巡視

本會講師小河滋次郎君は此頃警視廳各監獄を巡視せられたる由にて記者此程同君を訪問したるとき次號發刊の時までには其記事を送らるか若くは其所見の事實を談話することを約せられたるに由り記事又は筆記兩様の内何れかを本誌に掲載すへし

●獄務顧問

セーパツハ氏は今尙は函根に轉地療養中の由なるが病氣も逐々快方に赴きたりと云ふ因みに東北及北海道の復命書も本月中には悉皆脱稿して上申する見込なりとぞ

●控訴豫納金免除を得ざる者刑期計算方

客年法律第七號を以て重罪控訴豫納金規則を制定せられ保證金を豫納すること能はざる者には其免除を與へらるゝことに相成居るも其免除なきときの刑期起算方に疑惑を生し甲は上訴を棄却せられたるものと見做し刑法第五十一條は據り後判宣告日即ち控訴豫納金を免除せざる旨を言渡されたる日より起算すへきものとなし乙は控訴豫納金免除なきときは控訴せしにわらず控訴即ち上訴の當否に關係なきことなれば前判決の日より起算すへきものなりと主張し何れか是なるかを確知すること能はざるを以て其筋に就き聞亂せしに右は前判決の日より起算することに

相成居る旨の確答を得たり當局者の参考に供せんか
ためものすること爾り

●控訴上告者を原地方へ送還方に就て
控訴上告者の費用支辨方に就ては客年十月内務省令
第五號を以て發布せられ其但書を以て裁判確定後は
流車又は流船に依り最も押送に便なる地方に在ては
原地方廳の請求に依り送還し得るの便宜法を設けら
れたるを以て此但書を利用し可成原地方廳へ送還を
得んかため假令へ全路流車又は流船の便なきも送還
することになされたき旨を其筋に對し稟請せらるゝ
向もある趣なれども該但書は斯く廣く活用するの精
神ならざるより利用方は總て許可せられざる趣なり
因に記す假令へ全路流車又は流船の便なきも流車流
船の通する處より僅かに五六里に止り押送上にも逃
走を煤助するか如き危険なき處に限りては或は許可
せらるゝ場合なしともかささらざるやに傳聞せり

方税を以て支辨し或は押送費中より支出する等各地
思ひ／＼の扱に相成り居り夫れか爲め囚人を假留監
へ押送するに當て其着衣の處分方に困却せらるゝ向
あるは往々傳聞する處なるか右の如き集治監に入る
へき囚人の被服は在府縣獄囚徒費を以て調製すへき
筈の趣なれば一切該費途より支出するとせられた
し然る上は假留監なり集治監なりへ押送するとき獄
衣の處分に困ることなし囚人に着せしむるまゝ集治
監なり假留監なりへ押送せば之を受けたる處にて保
管轉換の手續を爲すに止まり是れの如き面倒はなく
なるなり

●木枕の解釋

木枕と云へば讀んで字の如くなれば別に間違の生す
へき筈はなきやうなれども地方に依りては臺を木に
して之にきれ地の小まくらを附したるものを指すか
の解釋をせらるゝどころもあるよしなるか右は監獄

●監獄官練習所

は本年度の經費を著く節減せられたる爲め到底年度
内に於て再び授業を開くと能はざるへしとの趣に傳聞
したるところ頃日仄に耳染に觸れたる一報に由れば
來年度に於て費途を得んとは尙更當てにならぬ話な
ればとて經費は強て他より流用し是非とも今一回受
業生を召集せんとの議其筋に起りたる趣なり而して
若し彌々召集の事に決すれば來る十月の半より開業
し明年三月中に完結する様相成るへしと申事各地に
於ても其積にて準備ありて可なり尤今回の召集を以
て多分最終となすへければ他日に遺憾を貽さる様
充分多人數を選出して將來希望の人々を網羅あらん
とを希圖す

●徒流刑囚の被服費に就て

集治監に入るへき囚人を地方監獄に拘禁するに當つ
て獄衣を調製する費途區々にして一定ならず或は地
則の所謂木枕にあらす監獄則に掲げある木枕は木の
みにて製作したるものを云ふ旨意なる趣なれば参考
の爲めに茲に一言す

●監獄の作業

は宜く其種類を饒多にし各業に従事する人員をして
過多ならざらしむへし是れ一には個人的の待遇を行
はんとすれば種々様々の業体あるにあらざれば体力
習慣等に應し夫々就業せしむへからざるを以て也二
には作業の種類を制限すれば勢ひ毎業に多人數を使
役せざるへからず左すれば製出の物品も隨て多量と
なり其土地人民の營業をも不知不識の間に妨害する
に至るへしか故なり方今學者實地家の説く所概ね此
の如し然れども往きには隨分之に反對する議論を唱
ふるものなきにしもあらずなり素修の業にては
懲戒するに足らずと呼惑へるの甚きなり仄に承れば
其筋にても段々議論ありたる末昨年以來數回監獄評

議委員會の議を経て特に有害なる工業即ち活版、製本、燐寸製造(軸木及函の製造は格別なり)巧緻なる美術に屬する工藝等の外は大抵皆許可するとに定められたりと申事なり茲に巧緻なる美術に屬する工藝と謂ふは例之は七寶工、陶器工(薩摩焼の如き巧緻なる部類を指す尋常品は固より許可せらるべき苦なり)陶畫工(畫を専らにするを謂ふなり故に尋常なる陶器を製造する所に在ては之に。圖畫を施し得べきと勿論なり)表裝工(是又巧緻なる部類を指稱す)等是非なり今何故に此等の諸工業を禁止せらるべきと問ふに活版、製本は不當なる圖書を四人に看讀せしむるの恐れあり燐寸製造は發火の憂あり美術に屬する巧緻なる工藝は意匠を費さるべからざれば科程を定めて嚴格に督責するを得ず平たく言へば氣隨氣儘を容るし意の適する所に任せされば良品を製造すべからざるに由り囚人を使役するには紀律上不適當なり

たりと聞けり藝工其影を收めされは監獄改良の事未だ言ふべからずとはナト極端論に近きか呵々

● 外役

は監獄則施行細則第四十四條に列記の外一切許可せられすと云へり故に煉化石製造の如きも之を外役としては斷して許可せられざるなりと但假監の設けありて其構内に於て囚人を使役するなれば是れ取りも直さず内役なれば從來とても此分は許可を與へられたりとなり

● 短期囚の外役

は成るべく容赦すべし是れ一には囚人を過度に苦め(途上知人に遭遇するか如きとあれば其恥を思ふと如何あるべき)二には其糊口の道を妨げ(短期囚なれば其犯罪ありたることを知るもの近隣に於ても稀なるべきに若し外役の途上其面を人に見らるれば悪事千里の喻直に遠近に傳唱して出獄後職業を求るの妨と

との掛念あればなり其外民業を妨害すべしとの虞もあり旁々明細なる注意方を評議委員會にて議定して訓示あるべき筈なりとか聞けり然れども頃日は委員中不在者も多く在京者も頗る繁用なれば遽に開會の運びに至らず已むを得ず一時警保局長より特に民業を害せざる様注意すべき旨夫々通牒せられたる次第なりと要するに同一の工業にても其施行方法の如何に由りては有害とも無害ともなるべきに由り實際其局に當る人々は宜く用意細心あるべきとこそ

● 藝工

は實に厭ふべき作業と謂ふべし工錢非常に低く在監中は以て衣食の費を償ふに足らず出獄後は以て自活の道を得るに足らず且衛生上より言ふも眼を害し呼吸器を害し又消化器を害す故に藝工を全廢若くは少くとも減縮するは監獄の一大面目とこそ謂ふべし既に某々一二の監獄に於ては藝工の跡を絶つに至るなるべし(結局再犯を促すか如き不測の患害あるべきを以てなり)

● 在監人所持品等の保管

在監人の所持品、賊の捨置品等は物品會計規則に遵據せざるべからざる筈なるに今日迄は往々見解を過り未だ其手續に及ばざる向もありしとか言へり是れ強ち無理とは言ふべからざるなり何故なれば物品會計規則にも政府に屬する云々とあり其他内務大臣より訓令せられたる物品出納規程にも主として官廳の需用品に關するか如き筆法を用ひられたればなり然れども法律上の目を以て物品會計規則を看れば其第一條に政府に屬する云々とあれば凡て政府に於て保管の義務ある物品は悉く其中に包含すべきと勿論と謂はざるべからず屬するとは決して所有の意味に限らずして占有の字に近き方なり監獄則を以て典獄之を領置すと規定せられたれば所有主は其所有權の一部

を一時停止せられたるものなり即ち政府の占有に屬し政府に於て保管すべき義務を生したるものなり其上内務大臣の訓令に係る身元保證金の規程（廿二年二月廿五日訓第一〇五號）には明に政府に於て保管の義務を有する公有私有の現金及物品の出納を掌る者は云々とあるを以て見ても最初より在監人の所持品等は會計法及物品會計規則に由らしむべき趣旨なりしと瞭然たり但在監人の所持品等は其出納實に煩雜にして通常の手續を履みては殆ど煩に堪ふへからざるを以て何れ特別なる簡便法を設けらるべきと成るへしと推測すそれ迄のところは各監獄署及警察署等に物品取扱主任を置き適宜期限を定めて本廳の物品會計官吏（第四課長）に報告せしめ以て出納の事を處辨せしむべき筈なりと言へり何れの道政府の保管に屬する物品なれば萬一紛失等の節は國庫より辨償せざるへからざるに由り物品會計規則に従ひ會計檢

省警保局に於ては次長廢せられて主事なるもの新設せられ監獄巡閱の事は専ら參事官の所掌なりしもの變して參事官書記官の所掌となり警視廳にては職名官名に紛はしき廉を改めて其區別を明にし其他俸給にも多少の變化を生し地方官に在ては大阪府の警部長及典獄幾分か俸給を増額し北海道廳に於ては府縣の例に倣ひ新に警察部及監獄署を置き其外特に北海道集治監官制を創設して従前數監分立したるものを一集治監に纏められたり皆斯道に取りては有益なる改正なりと謂ふて可なり委細は今後逐次論述するところあるへし

●北海道集治監及分監の位置

査院の検査判決を受くべき準備あるを要するなり

●監獄費

は宜く國庫支辨の舊に復すへしとは最早滿天下の輿論なるか如し何分にも六百五十拾萬圓の希望者は網の目より手の漏るか如き有様なれども此監獄費等を地方稅負擔より國庫支辨に移さんとの一説のみ眞に人民の負擔を軽減するの效あるものにして且事体より觀察するも必ず爾かあらざるへからされは政府は固よりのと議會に於ても此輿望に副ふ議決あらんと更に疑を容れずと思考す本議の調査も逐々出來し近々其筋より閣議に提出せらるへしとか云へり予輩は豫め事の成就せんを祝し監獄の萬歳を唱ふるものなり

●改正官制

客月廿七日を以て彌々諸官制の改正を公布せられたり先づ我警察及監獄に關する大目を通觀するに内務村にあり今回の告示には分監を釧路に置くことあるを見て其地に移轉すべきものなるかの如くに想ふは無理ならぬと成り是は決して左る意味にはあらず唯世間の人の耳目に慣れたる地名に由りて釧路に置く書かれたる次第にて其位置は依然從來の儘なりと聞けり其他も亦皆然り

●北海道集治監

は従前三監のところ今般の官制にて一監に纏り其他は分監となりたり故に是迄の如き割據の弊は忽ち消滅し刑の執行は勿論經理上に於ても萬般均一を保つに至るへし

●北海道集治監看守の加俸

北海道の集治監は土地邊陲にして物價も不廉なれば好て其地に居着く者少く現に看守の如きも同地に在ては勤績年數至て不満足なるに由り今般五年以上勤績の看守には現俸四分一迄加俸することを得るの特例

を設けられたるなり政府の注意實に至れり盡せりと謂ふべきなり

●大阪府典獄

は實に至難至要の地位に立つ者と謂ふへし日本全国の典獄中恐くは大阪府典獄は骨の折れるはなかるへし同府の在監人は大概四千人を昇降し東京と伯仲の間にあり東京は三監獄に分かれ各支署にも月俸五十圓の長を置くも雖大阪は堺に五百人前後の一支署あるのみにして其餘は皆大阪に集中せり千圓の年俸にては未だ充分とすへからすと雖兎に角今度の改正にて同典獄の位置に着眼し言は、其重要なるを承認せられたるを喜ぶなり

●典獄特別任用令

府縣典獄は判任三等以上の者より選任するを得る規定なるに今般北海道廳典獄及北海道集治監分監長は判任六級以上の者より選任するを得るととなりた

生したり然れども實際に於ては既に概ね八圓近くの平均となり居れば今般の發令にて著しき變化を生ずるにはあらざるへし予輩は今一層の増給あらんとを熟望して已まざるなり

●看守の俸給は如何

どの疑問容易に湧出すへし實に至當の疑問なり然れども看守の俸給は昨年勅令を以て定められたるとなれば今日容易に之を變更すへからざるなり且地方の實際に於ても看守の給額は平均巡査より幾分か少きを以て遽に看守の最下給額をも巡査と同様に上昇する運ひになりかたき意味合もあるか如し看守の上官たる諸君先づ實際に於て看守の平均給額を漸次増加して彌々眞に俸給の改正を斷行せざるへからざる様に盡力ありたし看守諸君も暫く忍耐して時の到るを待たるへし其時機も決して遠遠にはあらざるべきなり

れは其間に二級の差あり(判任三等下級俸は四級に相當せり)是は少く不穩當なるやの嫌なきにあらざれども北海道にては人を得るに内地よりも難ければ此位の差あるとは或は必要ならんと云へり

●巡査看守の待遇

巡査及看守は従前等外官吏なりしどころ官等俸給令の出づるに逢ひ巡査は巡査、看守は看守なる一種特別の官吏となり身分も全く別格のものとなり別にはそとて差支の廉もあらずしに此等の劇務多勞の吏員を優待せんどの趣意にや突然判任を以て待遇すとの勅令を發せられたり予輩は少く説なきにあらずと雖今之を明言するに忍びす予輩は此舉を非難せず又稱揚せず暫く謹て中立を守らんとす

●巡査の俸給

は最下級を陞せて八圓となせり故に此に二圓の差を

●看守の人員

は近々勅令を以て發布せらるべきやの趣前號の紙上に略記したるところ少く都合ありて暫時其發布を延引せられたりと然れども決して長期の延引にあらず是非とも早晚世に出現するを見んと云へり

●米國世界博覽會

來る千八百九十四年米國シカゴ市に開設あるべき世界博覽會には本邦よりも參同あるべきとなれば海外へ輸出の見込ある製造品を出さるゝ監獄に於ては成るべく出品の舉あらんとを希望す然れども監獄に關する博覽會といふにもあられは雜駁なる物品を多量に展列するは不可なり例之は岡山の錦菟蒔山口の米藁帽子佐賀の絨緞等の如き慥に買者あるべき好望ある製品に止むへし

●在監人食糧養價の調査

は今日迄未だ精密に出來したる所あるを聞かさりし

に埼玉縣監獄署にては稍々精密確實なる表を毎月調製せらるゝと云へり予輩は曾て岐阜縣監獄署に於て之に類する調査ありたる趣とセーハッハ師か之を一見して頗る満足せられし趣を傳聞したるとあり然るに追々此緊要なる調査に各地方にて着手せらるゝとは實に雀躍の至りにこそ

●民事裁判事件にて囚人を召喚

するか如きは刑の執行を中斷し隨て刑の威嚴を損し且押送の途中逃走の機會を與へ甚だ忌むべきことなり殊に狡猾なる老犯は其拘禁せらるゝ監獄に於て紀律の嚴格なるに倦み又は少く世間の風に吹かれんと欲するの念を生したるときは根もなきそらことを自訴して一時他の監獄に移送せられんとを計るものありて之を防禦する手段に頭腦を勞するとするに剩へそれほどの必要あるにもあらずして漫然遠隔せる監獄にある囚人を態々召喚するか如き裁判所あるとは

査を缺くとは是れなり若し他の地方に於て曾て右に類する急性の發病ありたるとあらんには參考の爲め其狀況を詳細に通報ある様希望せらるゝ由に聞けり

●身分帳の成績

埼玉縣監獄署にては身分帳の調製既に完了し其效顯最も炳然にして就中感服なるは受刑者の身上に付メソ々々と縣の内外を問はず各警察署へ照會せられたるの勇氣なりとす諸君は何ぞか思へる警察署は此照會に應ずるや否を按しるより産むか易しとは真に格言なる哉應答を謝絶し若くは等閑に附し去る警察署

さて驚入りたる次第なり予輩は裁判所に於て行刑の嚴正にも重きを置かれんとを切望するなり

●埼玉縣の在監人間に發したる奇病

は本年六月初旬に起り最早根絶して其跡をも留めずと雖一時は日々數十名の罹病者を出し大に人の耳目を惹きたりと云へり頃日東京衛生試驗所長中濱東一郎氏は警保局監獄課長八木秀太郎氏と共に同縣へ出張して詳細なる調査ありたりと聞けは逐て其報告を得は本紙上に掲載するとあらん今其病狀の大略は全身に倦怠を覺へ食思乏少腹部膨滿且食を取らんとすれば嘔氣を發し間々吐瀉なきにあらざりしも過半は下劑を用ひたりと而して輕症は二三日重症も一週間位にて全治し三百餘人の患者中遂に一人の死者をも出たさゝりしとなり最初は食物殊に米麥に疑を存したりと雖今は反つて一種の傳染病なりしやの疑あるに至りたりと故に最遺憾なるは排泄物の顯微鏡的檢

は未だ曾てこれあらずとなり栃木縣の某警察署の如きは一旦回答を寄送ありたる後丁寧にも電報を以て前報の誤を正し來りたりと職務に熱心なる向に在りては實に左もあるべきとなり其上此往復の爲めに利益を享くるは強ち監獄のみにあらざるなり未だ試みられざる方々は早速試みられて然るへし

●假出獄者身上的調査

は埼玉縣監獄署の創造に係れり今左に其雛形を掲げて大方の參考に供す

出獄人身上調査表

埼玉縣監獄署

罪質	監守盜	假出獄の日	明治廿三年八月十九日	郷貫	埼玉縣葛飾郡清池村百四十六番地寄留愛知縣名古屋蛭子町二百一番地土族秀信父
刑名	輕懲役七年	特別監視に付する殘刑期限	發刑一年百二日 明治廿三年八月十九日より 同廿四年十一月廿八日まで	氏名	埼玉縣北葛飾郡舊書記
刑期	明治十七年十月廿九日	執行地	東京深川區東大新堀町廿九番地 實見山田南之方 日下東京本所區綠町四丁目五十一番 地寄留栃木縣平民本所平方發行	年齡	酒井信政
言渡の年月日及箇所	和重罪裁判所	監視執			天保十二年十一月生
犯數	初犯	犯行地			

行	出獄後前非を悔悟し頗る謹慎せり	職	出獄后寫字を業とし至極勉強せり	業	本人酒井信政は單身にて一日平均寫字料拾錢を得るも生活上不足に付實兄山田甫之より一月金三圓宛補助を受け漸く下等の生活を受み併し目下引取人本幸平は妻と兩人にて他に職業あり酒井信政の生活上其他一切の世話致し居れり	生活の度	照會警察署及年月日	家族關係	出獄后大に謹慎親戚及引取人に於ても折合宜し
交際	曩に同監せしものとは一切交際せず常に交る者は邪曲姦佞のものなし	世人	世人にして彼れ是非を悔悟したるを稱賛し爲めに將來職業上に就ては少しの資金は貸與なさんとするものあり	宗教の信否	出獄后宗教信薄し	宗	明治二十四年三月十八日 深川富岡門前警察署より 移牒 東京本所相生町警察署 回答の年月日 明治二十四年三月廿一日		

身上調査表記載例

- 一行狀の部（出獄後前非悔悟頗る謹慎の状況云々） 一職業の部（出獄後何業に従事し懲勳の有無）
- 一生活の度部（家内何人にして上中下の生活をなし一日得る處の收入何程） 一家族の關係（出獄後大に折衝家族の）

- 一交際の部（入監中のものは一切交際なし常に交る處のものば邪曲姦佞の者なし云々） 一世人の信否（世人にして是非を悔悟したるを稱賛するものあり）
- 一宗教の信否（出獄後大に因果應報の理を悟り佛敎の信仰一層厚しと云々）

右之者出獄後の身上爲參考承知致度に付乍御手数前顯記載例に依り右調査表に御記入御返戻有之度此段及御依頼候也

但事實は可成詳細に御記入相成度候也

明治廿四年三月十七日

埼玉縣監獄署

深川富岡門前 警察 御署 中

囚人身上調査表

明治廿四年五月十三日

埼玉縣監獄署

重禁錮	一月十五日	犯罪	一時飢に迫りたるに由る	郷貫	新座郡大和田町平民
罪質	窃盜	犯由		氏名	須藤淺五郎
犯數	初犯			年齢	十五年二月
第一	一	第二	三	第四	第五
生地及年	一	第二	三	第四	第五
月	一	二	三	四	五
教育を受けし年	一	二	三	四	五
父母の存否	存	存	存	存	存
父母の職業	無	無	無	無	無
父母の教育	及	及	及	及	及
父母の性質	及	及	及	及	及
父母の生計	及	及	及	及	及

生地は新座郡大和田町大字大和十番地にて明治九年三月十日	一般下等社會の常態として家庭教育の不備なる生教育なり而て學校の教育は明治十八年二月入校廿一年三月退校尋常三年生迄卒業す	實父は明治十六年頃死亡し實母現存す安政四年三月十日生じす云ひ繼父なし	不動産更になし實母職業は理髮職	實母は家庭及び學校等の教育更になく宗教は眞言宗にて信仰せず	實母性質浮薄にして夫死亡后或在夫の如く爲し同居せり生計は實母而已の職業を以て普通渡世を爲し居れり
第七 父母及び尊屬親平生の處遇は先	父母は平生酒色に耽るとありや否	父母身軀の強弱又は遺傳病の有無	父母又は親族間に犯罪者ありや否又た父方なりや母方なりや	本人は逮捕以前奉公又は他人に寄食せしとありや	本人の朋輩に犯罪者ありや否又たあれは其罪質本人の朋友には犯罪者なし
第八 實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母身軀壯健にして遺傳病なし	實母の亡父明治三年頃強盜犯に元年頃入牢せしことあり實母兄助太郎は賭博犯罪にて重禁錮二月廿日に處せられ實母弟龜太郎は竊盜犯罪にて重禁錮二月十日に處せられたり	本人逮捕以前即ち明治廿四年四月迄東京市寄留方へ明治廿三年八月より寄食せり	
第九 實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母身軀壯健にして遺傳病なし	實母の亡父明治三年頃強盜犯に元年頃入牢せしことあり實母兄助太郎は賭博犯罪にて重禁錮二月廿日に處せられ實母弟龜太郎は竊盜犯罪にて重禁錮二月十日に處せられたり	本人逮捕以前即ち明治廿四年四月迄東京市寄留方へ明治廿三年八月より寄食せり	
第十 實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母身軀壯健にして遺傳病なし	實母の亡父明治三年頃強盜犯に元年頃入牢せしことあり實母兄助太郎は賭博犯罪にて重禁錮二月廿日に處せられ實母弟龜太郎は竊盜犯罪にて重禁錮二月十日に處せられたり	本人逮捕以前即ち明治廿四年四月迄東京市寄留方へ明治廿三年八月より寄食せり	
第十一 實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母身軀壯健にして遺傳病なし	實母の亡父明治三年頃強盜犯に元年頃入牢せしことあり實母兄助太郎は賭博犯罪にて重禁錮二月廿日に處せられ實母弟龜太郎は竊盜犯罪にて重禁錮二月十日に處せられたり	本人逮捕以前即ち明治廿四年四月迄東京市寄留方へ明治廿三年八月より寄食せり	
第十二 實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母は平素同居して酒色に耽る傾向なり	實母身軀壯健にして遺傳病なし	實母の亡父明治三年頃強盜犯に元年頃入牢せしことあり實母兄助太郎は賭博犯罪にて重禁錮二月廿日に處せられ實母弟龜太郎は竊盜犯罪にて重禁錮二月十日に處せられたり	本人逮捕以前即ち明治廿四年四月迄東京市寄留方へ明治廿三年八月より寄食せり	

照會先警察署 大和田警察署

血族中三名の犯罪者あり 廿四年五月廿六日放免

● 病者の統計を一定すへし

病者の統計は最も區々なりと聞く甲處にては三日間服藥せし者にあらざれば之を病者とせず乙處に於ては一週間兩處に於ては一日にても服藥せば之を一病者となし丁處に於ては休役する者のみを病者に統計する等其軌一ならず斯くては在監患者の全數を知るに由なきなり宜しく之に統計法を一定して以て病者の數を明かにすへし

監獄建築法

監獄の建築は斯の改良事業の前途に横はる所の最要焦眉の急務たり況んや目下既に事實の上に於て之れか必要を促かすもの陸續踵を次いで起るに於てをや曾つて我が内務省は監獄建築法標準なるものを設定頒布せらるゝの準備整ひたりと聞く、

果して之れあるへし、然れども未だ其頒布を見るに至らざるは予輩苟かに之を痛嘆して措く能はず蓋し惟ふに當局者の身にどりては豫想すへからざる種々困難なる事情も之れあるへし新主義を實行せんか經濟の許さざるを如何んせん經濟を斟酌せんか行刑の要義を充たす能はざるを如何んせん進ひ能はず退く能はざる所謂板挟みの苦心あるは予輩も亦た實に能く之を知る然れども今日の場合、決して之を等閑に付して晏如たるへきの秋にあらざるなり彼の最近數年間の新築に係る若干の監獄を見よ彼の少からざる地方費を糜して營造したる所のもの、果して能く文明國の監獄として耻かしきものに非ざるが確實に自由刑を執行するに適したるものなるか少くとも本邦現行の監獄則を實行するに足るの設備あるものなりとなすか行刑學者の眼を以て之を見れば其非難攻撃すべきもの

管たに千百點のみに非ざるなり彼の巨萬の資を投して築造したる所の大工事も豈に明日にも之を崩壊せざるを得ざるの必要を見るに至らざるなきを得んや是れ果して誰れの罪そ若し當務者をして監獄建築法に通曉する所あらしめ之れに加ふるに標準法の據るべきものあるを得ば設計、其法に適ひ監査、亦た正鵠を誤まらず壁土、未だ乾かざるに早く既に之を無用の長物に歸せしむるか如き失体なきを得へし予輩菲才、豈に此大問題を私議するの任ならんや唯た斯道に熱心なるの情、抑へんと欲して之を抑ふる能はず折もあらは監獄建築法に就て容喙を試みんと欲せしこと既に其幾回なるを知らず稿成るに従つて破綻亦た百出し終に自ら之を發表するの容易の業に非ざるを知る幸に頃日獨逸監獄建築法標準とも稱すべきものを得たり精緻周匝、行刑の新主義を實行する上に於てまた糸毫の

遺憾あるを見ず殊に其巧みに經費問題の難關を切り抜けて衛生々理の必要條件を具備したるか如き予輩をして偏へに感歎せしむるの外あらざるなり當局者若し之を参考稽査する所あらは必らず大に解通裨益することあるを信す庶くは以て幾分か予輩平生の懐を慰するを得ん

本法は有名なる治獄家諸氏の委員（委員は樞密參事官エツケルト、樞密高等參事官イーリング、典獄クロール、内務參事官リツテル、フチン、ビツヒス、典獄ストレンク、司法樞密參事官ウヰルト、檢事長ツアチエツクの七氏にしてクローチ氏之れか委員長たり）となつて調査したる者にして千八百八十四年奥國維納府に於て開きたる獨逸司獄官會議に於て之を可決し翌年七月該會の名を以て世に公けにせり當初、該會の目的は政府に上申して本案を規則的に採用せしむるの筈なりしか一般行刑法等

に關聯するの故を以て終に其目的を達すること能はざりき然れども此建築法の發表せられたるより以來普國に於ては監獄の新築はすべて之を標準として設計するの内規を定め既に二三の監獄は之れに準據して其工事を落成せり故に實際に於ては建築法標準たるの効力を有するものと謂ふも可なり但し本案は右委員諸氏の外尙ほ有名なる技師醫學師等の協力を得たること少からすと云ふ

本書、附屬する所の精密なる圖式數葉あり他日、別冊として之を版行し本誌の讀者に向つて其一本を配呈せんことを期す

廿四年八月

學會雜誌記者識

●分房監獄建築法

第一章 拘禁囚の定員

分房監獄に拘禁する所の已決囚の人員は五百名以下二百名以上たるへし

此員數は大監獄に附屬して雜居的拘禁法を執行する所の監舎には適用せざるものとす

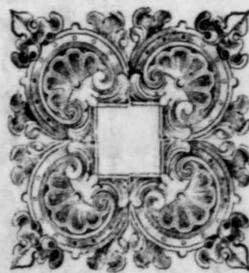
分房制を以て刑を執行するの要旨は個人的遇囚法の主義を貫徹せしめんと欲するにあり、適正且つ確實に刑を執行するの責任ある典獄をして充分其責任を盡くさしめんと欲せば宜しく先づ囚人個人的關係を詳悉せしむるの便宜を興へざるへからず、管束せしむべき所の囚員に向つて一定の制限を設くるは即ち此故なり、彼の繁雜なる事務に執掌する所の者、若し囚員を制限するに非らざれば如何んぞ能く其個人的關係を詳悉するの暇あるを得んや當初四百名を以て最多限となせし者を改めて五百名と改刪したる所以の者は實驗上、大監獄に於ては通例全囚の一割乃至二割までは管理上の都合又は健康上の注意より用役夫として監房外に就役せしむる者（炊夫、洗濯

夫、掃除夫、外役囚等）及び患者として病監に療養せしむる者なるを以て實際、分房に拘禁しある者は四百名内外の平均數となるべきを以てなり殊に又最多数を五百名となすときは之れが爲めに囚人の頭數に割當つる所の建築費用をは著るしく減少し得るの利益を考へざるへからず蓋し分房監獄に於ては一般に關する所の構造即ち實際建築費の四割迄を占むる所教堂、の學校、炊所、洗濯場、周壁、官宅等は囚員四百名なるも將た五百名なるも其費やす所に於ては殆んど同一額なるべきを以てなり

又最寡限を定むるの必要ある所以のものは若し二百名以下の囚獄を建つるときは勢ひ多額の俸給を與ふること能はざるに由り分房的刑法を正確に執行する所の局に當るべき典獄其人を得ること難かるべく又緊要なる教誨及び教授に就ても全力を此に用ふる所の適當なる導師及び教員を聘請すること能はざる

べく終に刑の執行をして器械的の拘禁に止り全然、分房制の眞價を減却するに至るべきを以てなり之れに加ふるに監獄の規模小なるに従ひ益々分房的の刑法の機關を設備するとの困難なるを感すべく且つ頭數の上に於ける建築及び管理の費用は愈々増加するを見るに至るは必然なり小監獄の不利は何人も容易に之を首肯する所なるを信す

(以下次號)



(錢六金價定部一行發回二ハク若回一月毎)

所の適當なる導師及び教員を聘備すること能はざる

●廣告

●本誌代金御取廻其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對シ乍略義本誌ヲ以テ御禮申述候尙ホ此上本誌ノ普及、及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間自今(第三號以下ヲ云)御送金不相成様致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脱漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月 主任 磯村 兌 貞

諸官衙長官 御中
取纏主 讀者

●本誌第三號問答欄内ニ掲載セシ四個ノ懸賞問題ハ廣ク當局者中ノ答按ヲ募リ一問題ニ就キ各甲乙二答按ヲ撰擇シ本誌ニ掲載シ當撰者ニハ職務上必用ノ書籍物品ヲ呈スヘク旨屢々廣告致候處爾來該答按ヲ寄セラル、モノ續々有之候得共尙一層廣ク募集致度讀者諸君此際速ニ寄稿ノ勞ヲ取ラレシテ希望ニ堪ヘサルナリ

明治廿四年八月十二日印刷
明治廿四年八月十日出版
發行人 東京市四谷區荒木町廿二番地 磯村 兌 貞
印刷人 同 市同 區同 町同 番地 近藤 劍 二郎

印刷所 京橋區弓町廿四番地 耕文社

第二卷第七號目錄

●論 說

○外役を論じ刑法改正の必要に及ぶ 小河滋次郎

●特別寄書

○監獄作業ニ關スル管見一則 競争學人

●雜 報

- 上訴囚送還の手續に就て
- 預金通帳
- 普國監獄の作業の種類
- 普或監獄一日一人の平均食料
- 普國監獄在監人の食料
- 普國內務省所轄五十一監獄の收支一斑
- 埼玉縣監獄の景況
- 監獄に關する博覽會
- 再び監獄費を一切國庫支辨とする事
- 監獄巡閱の必要益々顯はる
- 獄務顧問の歸京
- 八木監獄課長の巡視
- 近府縣聯合獄務會
- 丁汝昌氏東京集治監を見る

●統 計

○明治廿四年二月々末全國在監人現在員表

●雜 錄

○東北系統及北海系統に關する所の監獄に就て

○犯罪人(承前) 山東隱士

○普國の監獄(第二卷第五號に續く)

○佛國の監獄

○白耳義國の監獄

○英國の監獄

○北米國の監獄

○壯士芝居を觀る

○東京新報の監獄論

小 仙 子

●寄 書

○岡山地方四人の隱語集

○栃木縣に於ける放免曆表

宇都宮 會 員 某

●翻 譯

○再犯以上四人ノ流移刑ハ之チ可ト

トキハ可ナルヤ(承前) 依ル

在ルードウ井ヒスブルヒ

山 上 生 譯

○聖彼得堡監獄改良會創立者ヴエルト

ニングの小傳(前號の續)

版權

雜 報